

世田谷区子ども計画（第2期）後期計画 素案

令和元年 7 月
世田谷区

子ども計画の基本理念

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。

子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

子どもが健やかに成長・自立でき、
また、安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	1
（1）全国的な社会状況と国の動向	1
（2）世田谷区社会状況と区の動向	2
2 子ども計画（第2期）後期計画策定の趣旨	3
（1）策定の趣旨・計画期間	3
（2）計画の位置付け	4
3 子ども計画（第2期）の中間評価	5
（1）子ども計画（第2期）に基づく主な取り組み	5
（2）子ども・子育て支援事業計画の達成状況	8
（3）子ども計画（第2期）指標による評価	10
（4）世田谷区子ども・子育て会議による評価・検証及び課題抽出	14
第2章 計画の基本的考え方	16
1 目指すべき姿	16
2 後期計画の基本コンセプト	17
第3章 重点政策	20
1 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます	20
2 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます	20
3 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます	21
4 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます	21
第4章 計画の内容	22
体系	22
1 子育て家庭への支援	24
（1）身近なつどい・気軽な相談の場の充実	24
（2）身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化	25
（3）妊娠期から地域につながる取り組みの推進～世田谷版ネウボラの推進～	27
（4）子どもと親のこころと体の健康づくり	29
（5）子育て力発揮への支援	31
2 保育・幼児教育の充実	33
（1）子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の受け皿確保	33
（2）保育・幼児教育の質の向上	35
3 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	37
（1）要保護児童・養育困難家庭への重層的支援	37
（2）配慮が必要な子どもの支援	39
（3）生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～	41
（4）ひとり親家庭の子どもの支援	43

(5) 悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援	45
4 質の高い学校教育の充実	46
(1) 地域との連携・協働による教育	46
(2) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進	47
(3) 多様な個性がいかされる教育の推進	49
5 子どもの成長と活動の支援	50
(1) 子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実	50
(2) 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	52
6 子どもが育つ環境整備	53
(1) 地域の子育て力の向上	53
(2) 社会環境の整備	54
(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成	55
第5章 子ども・子育て支援事業計画	56
1 圏域の設定	56
2 推計人口	57
3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期	58
(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	58
(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	62
第6章 若者計画	69
1 若者計画の策定にあたって	69
(1) 若者を取り巻く状況	69
(2) 若者計画策定の趣旨	70
(3) 若者施策の取組みの中間評価	70
2 若者計画の内容	73
(1) 若者の交流と活動の推進	73
(2) 生きづらさを抱えた若者の支援	74
(3) 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	75
(4) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援	76
第7章 計画の推進	77
1 推進にあたって	77
2 推進体制	78
3 指標	78

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

(1) 全国的な社会状況と国の動向

わが国では、人口減少、少子高齢化の進展が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。出生数も減少の一途を辿っており、平成28年には100万人を切り、その後も減少が続いています。

国は、平成6年の「エンゼルプラン」にはじまり、平成15年の「少子化社会対策基本法」の制定、平成16年、平成27年の「少子化社会対策大綱」の閣議決定等を経て、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。同プランでは、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、希望出生率1.8の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育の充実、働き方改革の推進等の対応策を掲げ、10年間のロードマップを示しました。

さらに平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとし、同年12月には「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子育て世代、子どもたちに政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。

また、児童相談所への児童虐待相談件数が急増する中、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。国は、平成28年に児童福祉法を改正し、子どもの権利の明確化を図るとともに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化、市町村への子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化等を講じました。さらに平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって必要な取組みを進めています。

くわえて、子どもの貧困の問題も大きな社会問題となっており、国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることとしています。さらに、この間の社会状況の変化を踏まえ、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、区市町村における計画策定の努力義務が課せられました。また、法改正を踏まえ、新たな大綱の制定に向けて検討を進めています。

(2) 世田谷区の社会状況と区の動向

人口減少、少子化という全国的な流れがある中、世田谷区では人口、子どもの数ともに増加し続けています。平成 21 年から平成 27 年まで、0 歳から 5 歳の子どもの数が毎年 1,000 人近く増えるという状況が続いていましたが、平成 28 年以降 0 歳から 5 歳の子どもの数は横ばいで推移しており、近年では、6 歳から 11 歳の子どもの増加が顕著になっています。

一方、核家族化の進展、地域社会との関わりの希薄化の進展は止まらず、子育てについて身近に相談できる人がいない、必要な情報が得られない、といった状況から、子育て家庭の孤立化、養育力の低下が引き続き懸念されています。

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力を合わせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成 13 年 12 月に「世田谷区子ども条例」を制定しました。子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、区は、平成 17 年 3 月に「世田谷区子ども計画」を、平成 27 年 3 月に「世田谷区子ども計画（第 2 期）」を策定しました。また、区民とともに今を生きる子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進していく基本姿勢を明確にするため平成 27 年 3 月に「子ども・子育て応援都市宣言」を行いました。

区では、子ども計画（第 2 期）に基づき、「世田谷版ネウボラ」の実施・推進等により妊娠期からの切れ目のない支援を進めるとともに、喫緊の課題であった保育待機児童の解消に向けた保育施設整備や子育てを身近な地域で支えるための子育て支援の充実に取り組んできました。

子どもの貧困の社会問題化など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変容しています。こうした変化に的確に対応するためには、総合的に子ども・子育て支援に取り組む必要があるとともに、地域の中で支えあう持続可能なまちの実現が不可欠であり、子ども、保護者、区民、事業者の参加と協働の一層の推進が重要です。

また、平成 28 年の児童福祉法の改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなったことを受け、子どもが権利の主体であり、最善の利益が保障されることを理念として明確化した法改正の趣旨等を踏まえ、区民生活に密着した区が早期に児童相談所を開設することが子どもの最善の利益のために必要と判断し、令和 2 年 4 月に区立児童相談所を開設することとしました。児童相談所の開設を一つの契機として、これまで以上に予防型の子育て支援を進めるとともに、子どもや子育て家庭に最も身近な地域において、多様な地域資源が連携・協力しながら適切な見守りや相談支援ができるよう地域・地区における相談支援体制・ネットワークの強化を図る必要があります。

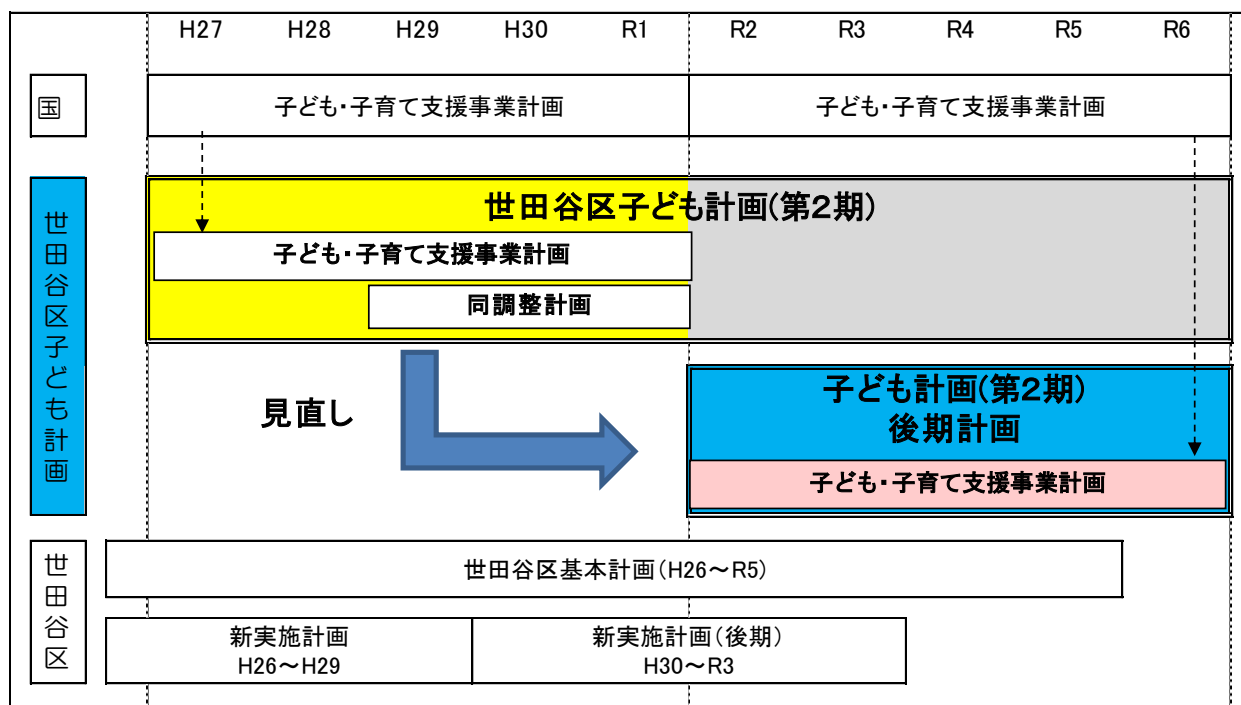
2 子ども計画（第2期）後期計画策定の趣旨

（1）策定の趣旨・計画期間

世田谷区では、子ども・若者にかかる個別計画として、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「子ども計画（第2期）」を策定しています。この計画に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に最終年度を迎えることから、令和2年度以降の5年間の事業計画を定めます。

また、子ども計画（第2期）の策定以降、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるなど、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きな変容を遂げています。

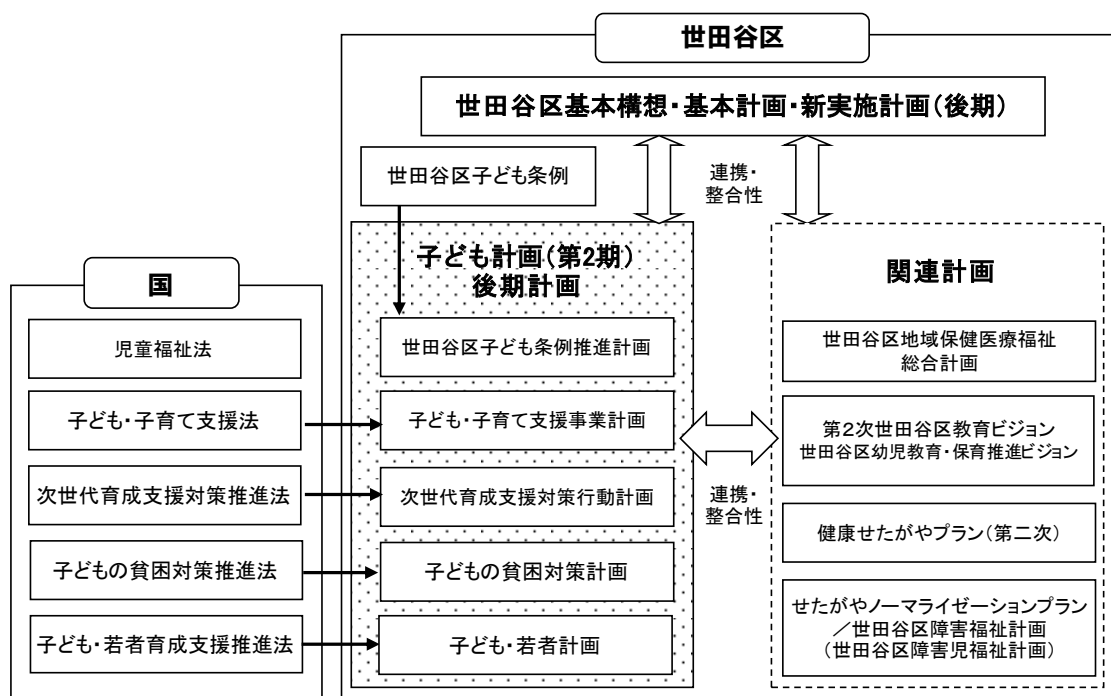
こうした状況の変化に的確に対応し、区の子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する必要があることから、上記事業計画を内包し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」を策定します。



(2) 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を内包します。さらに、子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」や、関連計画である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」「第2次世田谷区教育ビジョン」「健康せたがやプラン（第二次）」「せたがやノーマライゼーションプラン」等との連携・整合性を図っていきます。



3 子ども計画（第２期）の中間評価

（１）子ども計画（第２期）に基づく主な取組み

子ども計画（第２期）では、「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」、「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」、「子どもの生きる力の育み」の３つを重点政策として掲げています。これらの重点政策に基づいて進めた主な取組みは、以下のとおりです。

◆ 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

○世田谷版ネウボウの実施

妊娠期から子育て家庭を切れ目なく支えるため、平成 28 年 7 月より世田谷版ネウボウを開始し、ネウボウ・チーム（地区担当保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員）による妊娠期面接の実施や子育て利用券の配付により、適切な支援や地域とつながる仕組みを構築しました。

○利用者支援事業の実施

利用者支援と地域連携を実施する基本型として、おでかけひろば等に「地域子育て支援コーディネーター」を配置するとともに、特定型として、各総合支所子ども家庭支援センターに保育等にかかる相談・情報提供を行う「子育て応援相談員」を配置、さらに母子保健型として、各総合支所健康づくり課に上記「母子保健コーディネーター」を配置し、各類型の利用者支援事業が連携しながら相談支援を実施しています。

○産後ケア事業の拡充

平成 27 年度に産後ケアセンター桜新町の床数を 11 床に拡充、平成 28 年度には、医療機関との連携による産後ケア（デイケア 3 床）を開始、平成 30 年度には区立施設として 15 床に拡充するなど、産後の育児不安の軽減等を図る場を充実しました。

○ひろば事業、ほっとステイの拡充、ワークスペースひろば型の実施

事業計画に基づきおでかけひろばを拡充し、身近な地域で子育て家庭がつどい、交流し、相談できる場の創出を進めるとともに、理由を問わない預かり事業であるほっとステイについて、ひろば内ほっとステイを含め 18 か所に拡充し、親がリフレッシュできる機会の充実を図りました。また、子どもとの時間を大切にしながらゆるやかな働き方を望むなど多様な働き方のニーズに応える受け皿確保のため、平成 30 年度より子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型事業を開始しました。

○ファミリー・サポート・センター事業の実施

これまで世田谷区社会福祉協議会の独自事業として実施してきた「ふれあい子育て支援事業」を継続・発展させるかたちで平成 27 年 7 月よりファミリー・サポート・センター事業を実施し、研修の強化、巡回支援などによる質の向上や援助会員の確保、マッチングの強化などを図りました。

○児童館の子育て支援の充実

平成 27 年度より各地域に 1 館子育て支援館を指定し、地域の児童館相互の情報交換や合同事業を行い、全児童館での相談・支援の充実を図るとともに、地域で活動する方々と連携し、子育て支援ネットワークづくりを進めました。また、地域の子育て団体と連携し、産前・産後のセルフケア事業を全 25 館で年 2 回ずつ実施するなど妊娠期からの子育て支援の充実を図りました。

○児童虐待予防の強化

年々増加する児童虐待相談への対応のため、子ども家庭支援センターの体制強化を図るとともに、複雑化・多様化する子育て家庭の課題に適切に対応できるよう、重層的な研修等により子ども家庭支援センターのソーシャルワーク力の向上に努めています。また、平成 31 年 4 月から子ども家庭支援センターを子ども家庭総合支援拠点に位置づけ更なる体制強化を図り、早期発見、早期対応に努めています。

さらに、令和 2 年 4 月の児童相談所の開設に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を柱として、地域の資源を最大限に活用した予防型の児童相談行政の構築に向けた取組みを進めています。

◆ 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

○保育定員の拡充

事業計画に基づき、区民ニーズの高い認可保育園の新設を中心に保育定員の拡充を行い、平成 31 年 4 月の保育総定員は平成 27 年 4 月から 4,985 人増の 19,660 人に、保育待機児童数は同 702 人減の 470 人となりました。令和 2 年 4 月の保育待機児童の解消に向け、引き続き、事業計画に基づき保育定員拡充を進めていきます。

○保育の質の確保・向上に向けた取組み

急増する保育施設・事業の質の確保・向上を図るため、巡回指導相談を拡充するとともに、区内 5 地域における保育施設ネットワークによる施設間での情報共有、支えあいの取組みや保育実践フォーラムを実施するなど保育の質の確保・向上に努めてきました。また、「保育の質ガイドライン」を活用し、事業者・保護者等保育に関わる全ての人に対する周知と共通理解の促進を進めました。さらに、保育人材ポータルサイトの開設や就職相談会の開催、保育士等宿舍借り上げ支援、区独自の処遇改善補助事業を実施するなど、保育士の確保・定着に向けた支援を進めました。

○医療的ケアが必要な子どもを預かる体制の構築

平成 29 年 3 月より、児童発達支援事業と居宅訪問型保育事業を組み合わせ、長時間の預かりを可能とする事業を開始するとともに、平成 30 年 4 月より区立指定園 1 園で集団保育が可能な子ども 1 名の受入を開始し、その後実施園を 3 園に拡充するなど、医療的ケアが必要な子どもを預かる体制の構築・強化を図りました。

◆ 子どもの生きる力の育み

○外遊びの推進

平成 28 年度に発足した区民、活動団体等による「そとあそびプロジェクトせたがや」と協働して、普及啓発やネットワークづくりに向けたイベント等を実施することで、外遊びの全区的なネットワークの構築及び強化を図りました。また、砧・多摩川遊び村やプレーリヤカーの充実により外遊び体験機会の拡充と外遊びに対する大人の理解促進を図りました。さらに、区民や外遊び活動団体等の地域の協力者とともに砧地域プレーパークの設置に向けた協働事業を進めました。

○子どもの貧困対策の推進

子どもの状況に即した子どもの貧困対策の展開を図るため、「支援につながる」「学びや居場所の支援」「生活の支援」「仕事の支援」「住まいの支援」を 5 つの柱とする大枠の方向性を定め、地域での学習支援や食事の提供なども行う居場所づくりの充実を図るとともに、「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」を作成・活用し、身近な機関での気づきを促し支援につなぐ取組みの強化を進めました。さらに、孤食や栄養の偏りなどの食の課題への対応とともに、家庭の養育環境の更なる悪化を防止し、必要な支援につなぐため、子どもへの食の支援事業を令和元年 7 月より開始しました。

○児童養護施設退所者等への支援の実施

子どもの貧困対策の一環として、生きづらさを抱えた若者への支援の観点から児童養護施設等を巣立った若者の進学や社会的自立を支援するため、平成 28 年度より「せたがや若者フェアスタート事業」を開始しました。児童相談所、児童養護施設等と連携しながら、満 18 歳となり児童養護施設（里親、自立援助ホームを含む）を退所した若者に対し、「給付型奨学金事業」「住宅支援」「居場所支援・地域交流支援」の 3 つを柱に支援を実施しています。

○青少年交流センターの運営・拡充

池之上、野毛の青少年交流センターにおける事業の充実を通じて、若者の主体的な活動を通じた自立促進や居場所づくりを進めました。また、若者や地域住民による運営準備委員会での意見を踏まえ平成 31 年に希望丘青少年交流センターを開設し、中高生世代を中心とした若者の活動支援の充実を図りました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の達成状況

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画（第2期）に内包するかたちで、平成27年度から令和元年度の5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その後、子どもの人口の増加を背景に、平成28年度に見直しを行い、子ども・子育て支援事業計画調整計画を策定しました。

子ども・子育て支援事業計画調整計画における確保の内容（目標事業量）、達成状況は次のとおりです。

1) 教育・保育事業

◆幼稚園、認定こども園教育標準時間利用

	目標		実績			
	令和元年度(R2.4)		平成26年度(H27.4)		平成30年度(H31.4)	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
		幼児期の学校教育の希望が強い		幼児期の学校教育の希望が強い		幼児期の学校教育の希望が強い
特定教育・保育施設	2,054		1,634		1,721	
新制度に移行しない幼稚園	10,180		10,570		10,165	
区外利用－区内利用	1,212		1,212		1,212	
確保総計	13,446		13,416		13,098	

◆保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業

	目標			実績					
	令和元年度(R2.4)			平成26年度(H27.4)			平成30年度(H31.4)		
	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定
	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳
特定教育・保育施設	1,599	6,389	10,436	803	3,992	7,158	1,395	5,843	10,102
地域型保育事業	219	480		30	81		79	228	10
認可外保育施設	658	1,803	0	588	1,623	398	393	1,272	338
計	2,476	8,672	10,436	1,421	5,696	7,558	1,867	7,343	10,450
確保総計	21,584			14,675			19,660		

2) 子ども・子育て支援事業

			目標	実績	
			令和元年度	平成 26 年度	平成 30 年度
利用者支援事業	基本型・特定型(ヶ所)		11	5	11
	母子保健型(ヶ所)		5	0	5
延長保育	人数		4,030	2,678	4,604
学童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)	人数		6,065	5,009	7,133
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	人日数		2,555	2,555	2,555
乳児期家庭訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	対象人数		8,314	7,677	7,371
	委託訪問指導員数		39	38	40
	嘱託訪問員数		5	5	5
養育困難家庭等 ホームヘルパー派遣事業 (養育支援訪問事業)	件数		154	85	128
	委託事業者数		14	14	14
ひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	人日数		370,067	-	320,434
	箇所数		61	41	58
一時 預かり 事業	幼稚園による 一時預かり	人日数	385,425	323,200	385,895
		一時預かり(人日)	199,100	118,560	157,440
	その他の 一時預かり	ファミサポ(人日)	27,094	15,727	30,006
		合計(人日)	226,194	134,287	187,446
病児・病後児保育	人日数		27,300	17,400	23,700
ファミリー・サポート・センター 事業<就学児> (子育て援助活動支援事業)	人日数		4,707	3,335	11,720
妊婦健診事業	確保内容		都内契約医療 機関にて実施	都内契約医療 機関にて実施	都内契約医療 機関にて実施

(3) 子ども計画（第2期） 指標による評価

子ども計画（第2期）では、計画全体の進捗を評価・検証するための指標を、子どもの視点と保護者の視点双方から設定しており、下記の指標に基づき評価を行いました。

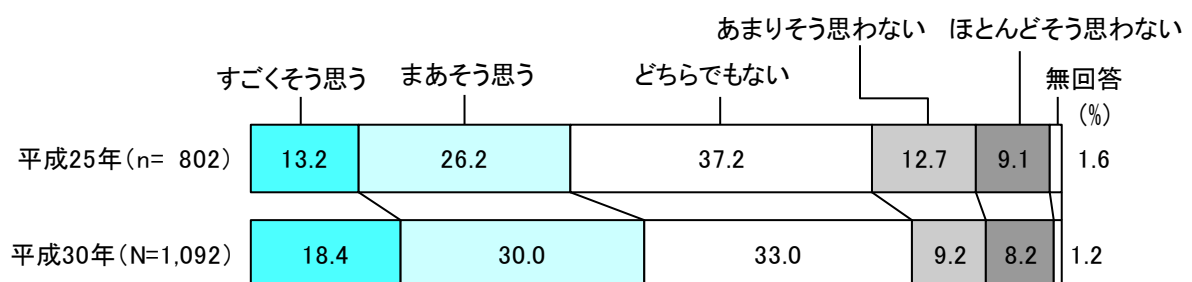
1) 子どもの指標

「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、小学生では平均をみると低学年、高学年ともに大きな変化はありませんでしたが、児童館利用者については、自己肯定感が高い傾向がみてとれます。中学生については、「すごくそう思う」「まあそう思う」とも上昇しており、自己肯定感が高まっているといえます。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」についても肯定的な回答が上昇しており、地域に貢献したいという意識が高まっているといえます。

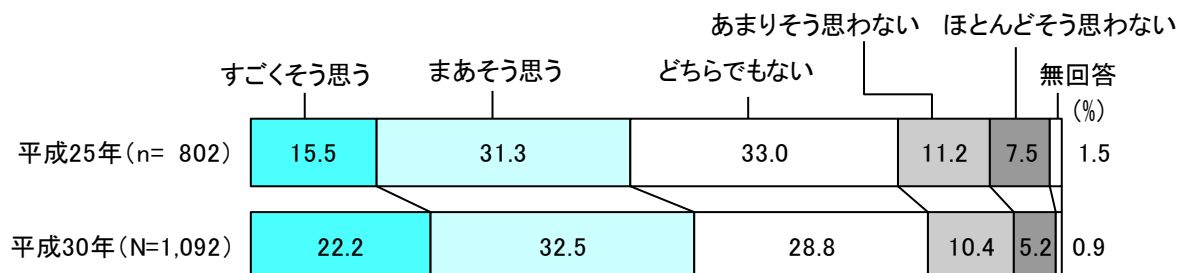
今後も、すべての年代の子どもが、自己肯定感を育むことができる環境づくりを進めていく必要があります。

◆自分のことが好きだと思う子どもの割合（中学生）



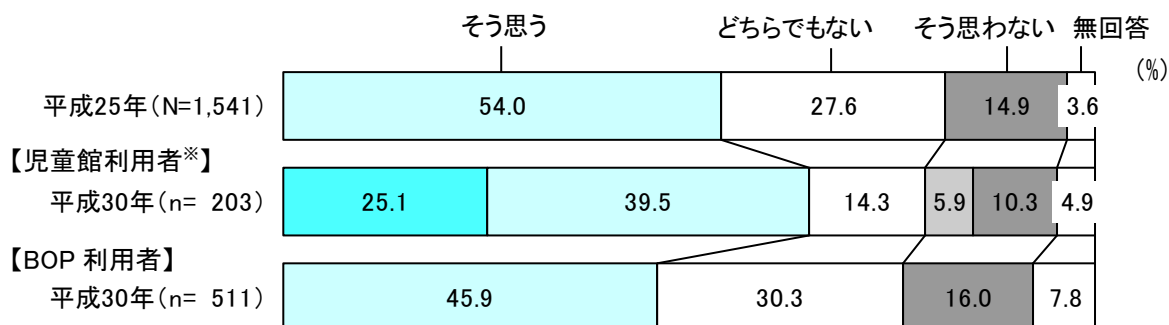
「世田谷区中高生世代アンケート」(平成 25 年)、「世田谷区中学生アンケート」(平成 30 年)より作成

◆住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合（中学生）



「世田谷区中高生世代アンケート」(平成 25 年)、「世田谷区中学生アンケート」(平成 30 年)より作成

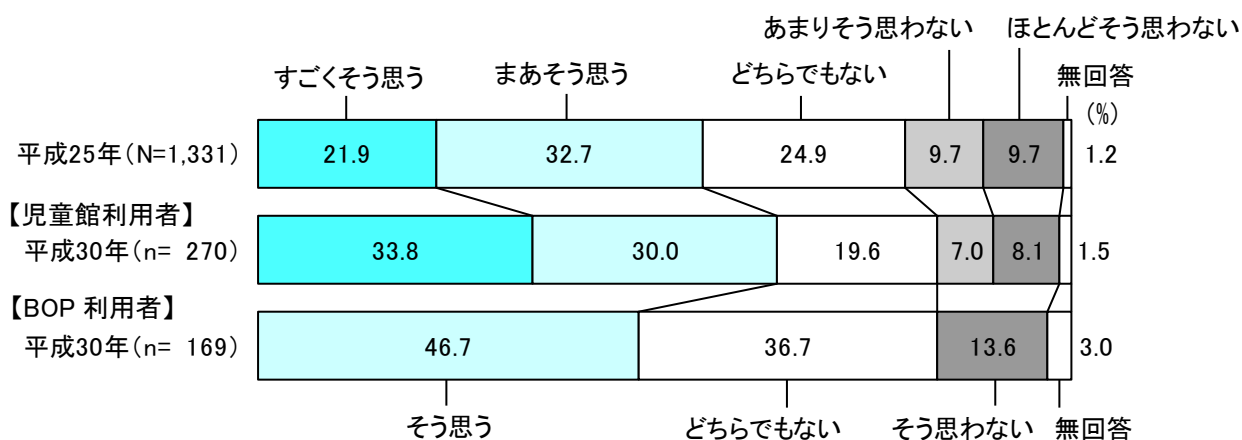
◆自分のことが好きだと思う子どもの割合（小学校低学年）



※児童館利用者の項目は、左から「すごくそう思う」、「まあそう思う」、「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、「ほとんどそう思わない」、「無回答」の順

「世田谷区小学生アンケート」(平成 25 年)、
「児童館利用者アンケート」「新 BOP 利用者アンケート」(平成 30 年)より作成

◆自分のことが好きだと思う子どもの割合（小学校高学年）



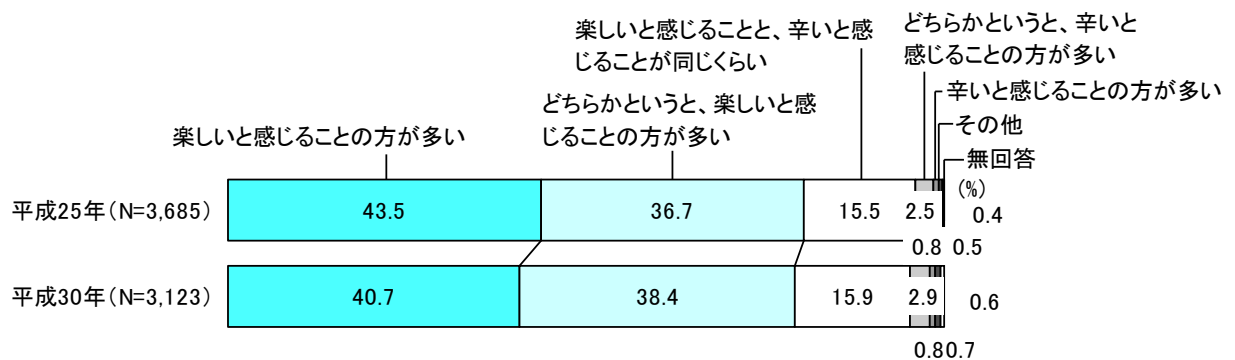
「世田谷区小学生アンケート」(平成 25 年)、
「児童館利用者アンケート」「新 BOP 利用者アンケート」(平成 30 年)より作成

2) 保護者の指標

子育てについて楽しいと感じる保護者の割合、世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合ともに大きな変化はありませんでした。いずれも、肯定的な回答が高い割合を占めていますが、子育てを辛いと感じる割合や子育てをしやすいと感じない割合が減少しなかったことにも目を向けて、引き続き子育てを楽しむことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

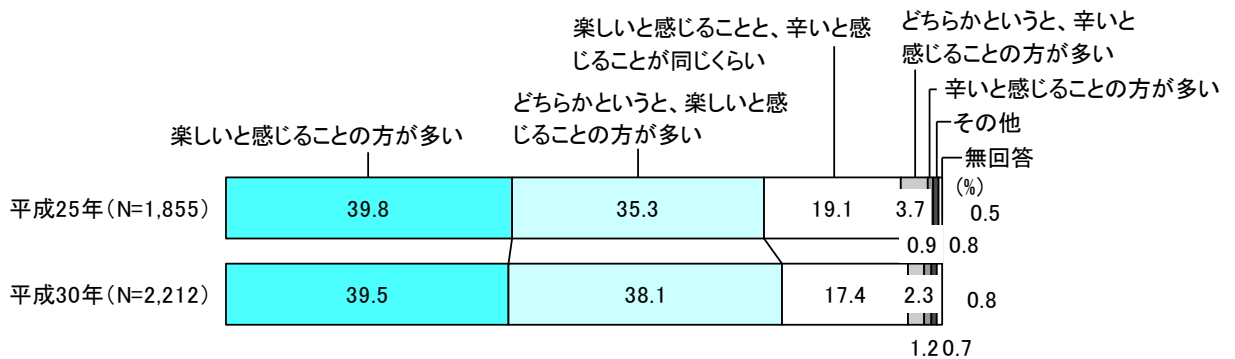
◆子育てを楽しいと感じる保護者の割合

【就学前児童の保護者】



『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査(平成25年、平成30年)より作成

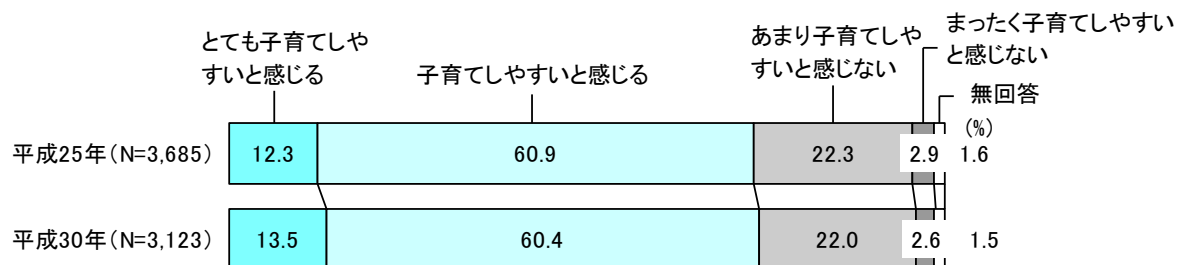
【就学児童の保護者】



『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査(平成25年、平成30年)より作成

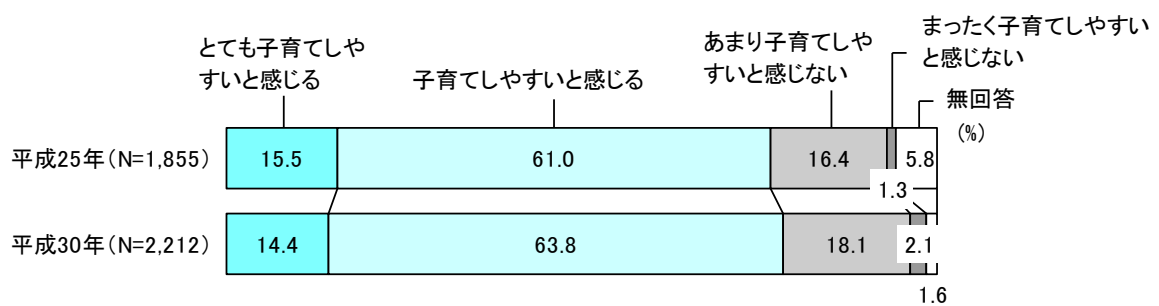
◆子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

【就学前児童の保護者】



「『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査」(平成 25 年、平成 30 年)より作成

【就学児童の保護者】



「『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査」(平成 25 年、平成 30 年)より作成

(4) 世田谷区子ども・子育て会議による評価・検証及び課題抽出

本章(1)のとおり、平成27年度から子ども計画(第2期)に基づき、多様な取り組みが進められている。

子ども計画(第2期)の策定にあたっては、軸となる基本的な考え方として以下の4つの視点をもって検討を行っており、子ども・子育て会議として、この4つの視点に据えた事項が進んだかという観点から評価・検証を行う。

◆ 当事者の参加・参画の推進

若者自身による情報発信の取り組みである「情熱せたがや、始めました。」の実施をはじめ、児童館の企画会議や青少年交流センターの月一会議、若者運営委員会など当事者の事業運営への参画について進展がみられた。

今後、一層子ども・若者の声・意見を事業運営に反映させていくため、関わる大人がきちんと声を聞く力を習得し、子どもが主体・子どもが中心という意識、対等なパートナーとして共に考える意識を持って事業運営にあたる必要がある。

◆ 地域で包括的に支える仕組みの構築

保育定員の拡充や利用者支援事業、ひろば事業の拡充などにより地域で支えるための地域資源の充実が図られるとともに、世田谷版ネウボウの開始により妊娠期から地域につながる仕組みの構築が図られた。

一方、場や支援が増えているのに、例えばなぜ児童虐待は減らないのかなど、問題解決に至らない原因や課題を改めて考える必要がある。子ども家庭支援センターでは、1人のケースワーカーが多くのケースを担当している現状において、しっかりとしたケアにつなげることができているか、ケアの前の予防はできているかの検証を進め、より複雑化・多様化していく子育て家庭の課題に対応するためにも、教育・保育施設、児童館など日頃子どもや子育て家庭と関わる地区の資源の積極的な活用を検討する必要がある。活用の際には、これらの現場で関わる職員等が個々の子どもや家庭の状況や状態を把握するとともに、誰が専門性を持って伴走者となるのか、必要な場・支援につないでいくのかを明確にし、仕組みを構築していく必要がある。

他方、ひろばなど地域の子育て支援の場において、支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれている。ひろばの利用者が子ども・子育て支援に携わってもよいと考える割合が高いという調査結果もあり、今後も地域で見守り支える環境づくりの一層の展開を図るとともに、計画の評価にあたって、地域の指標を設ける必要がある。

◆ 若者期を見据えた子育て支援

生きづらさを抱えた若者の支援にあたり、早期に支援につながることで社会的自立への効果が高いことから、メルクマールセタがやと学校・教育委員会との連携を強化し、早期からの支援につながる仕組みがつくられるなど進展がみられた。

一方、中高生や若者にも地域の中に第3の居場所が必要であるが、児童館や青少年交流センターなどにあまりつながっていない現状がある。「居場所」にはサービスとサービスをつなぐ中間的な場としての役割があり、その場にはつなぐことのできる「人」の存在が大変重要となる。今後、つなぎ役となる人材の育成を進めるとともに、子ども期から地域の居場所につながる仕掛けが必要である。

◆ 区が果たすべき責任と役割

平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートし、保育事業の類型が一層多様化するとともに実施主体も多元化する中、世田谷区保育の質ガイドラインの活用などにより、保育の質の確保・向上に努めてきたと受け止めている。一方、認可保育園を希望しながらも利用できず認可外保育施設を利用している子どもも少なくない中、児童相談所設置市として認可外保育施設の指導監督権限を持つこととなる世田谷区として、認可外保育施設の質の確保・向上に対しての役割を果たすことが求められる。

また、平成29年度に子ども・子育て会議として提言をまとめた区立保育園のあり方や、平成30年度に意見を述べた児童館のあり方を踏まえ、公設公営の児童福祉施設として求められる役割をしっかりと果たすため、職員の専門性の確保とスキルの更なる向上が必要である。

くわえて、児童相談所という強大な権限を持つからこそ、これまで以上に予防と回復の重層的な支援により地域で子どもをサポートしていくことが一層重要となる。一方で子どもの命を守るためのセーフティネットとして区の責任において毅然と対応するとともに、保護や措置された子どもの権利が守られる仕組みが必要である。

以上、4つの視点に即して評価と課題を記載したが、支援やサービスがいくら存在してもつながらない状況があるのであれば、行政主体となっている可能性が高く、当事者主体の考え方に立ち、以下の点を強く意識する必要がある。

既存の施設や事業がニーズにあっていないことが要因であれば抜本的に見直しをすることも必要であるし、限られた財源や人材の中でいかに効果をあげるかという視点を意識する必要がある。また、つなぐシステムがないことが要因であればシステムを構築する必要がある。量的な確保だけでなく、今ある資源、場、人、今まで実践してきたことや文化などをつなぎあわせ、コーディネートが難しい子ども・家庭、孤立しやすい子ども・家庭をしっかりとつなぐことを意識する必要がある。

第2章 計画の基本的考え方

1 目指すべき姿

子ども計画（第2期）で10年後に目指すべき姿として掲げた「子どもがいきいきわくわく育つまち」を引き続き掲げ、実現を目指します。

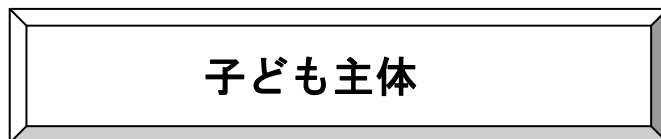
すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。

保護者と区民、事業者等は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



2 後期計画の基本コンセプト

◆基本コンセプト



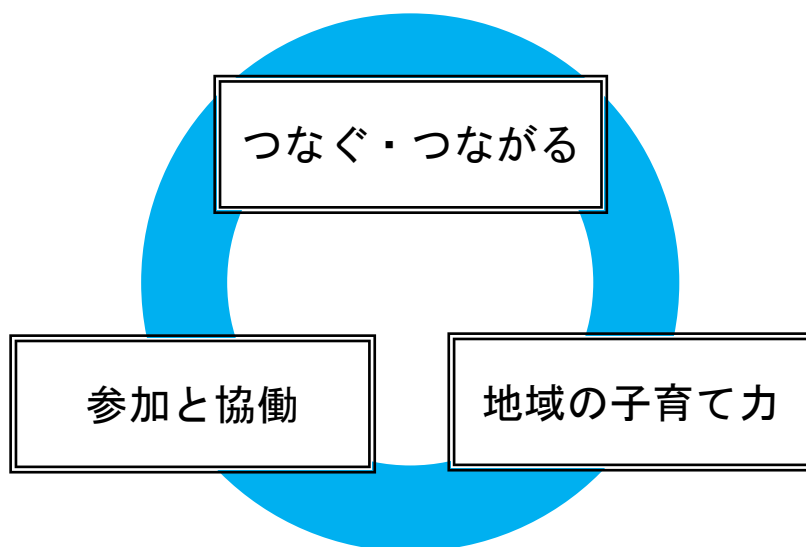
目指すべき姿である「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、子ども一人ひとりの視点にたった時、子どもが「楽しい」と思って「元気に」日々を過ごすことのできる状況であり、「子どもの権利」が守られる環境であることと表すことができます。

子どもが健やかに育ち、成長していくため、遊び、表現し、安らぐための場が身近にあり、人間性を豊かにするための多様な体験や様々なことにチャレンジできる機会が確保されなくてはなりません。

そして、すべての子どもが虐待やいじめ、また、障害の有無や家庭の経済状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく元気に過ごすことのできる環境が、子どもや子育て家庭に最も身近な地域の中で具体化される必要があります。そのためには、予防的な取組みを推進していくことが重要です。

区は、本計画の策定にあたり、重点政策や施策・取組みが「子ども主体」で組み立てられているか、子どもが豊かに成長していく支えとなるものか、という視点を軸として検討を進めました。

あわせて、「子ども主体」を実現していく手段として、次の3つの視点を持って検討を進めていくこととしました。



【つなぐ・つながる】

この間、様々展開してきた支援やサービスが、必要とする子どもや子育て家庭に届かなかったり、利用されていなかったりするという課題が残るなか、子どもが関わる場において、適切な居場所や支援に「つないで」いく人、寄り添って伴走できる人の存在が重要です。施策を検討するうえで、誰が「つなぎ」役となるのか、つなぎ役にはどのような専門性が必要でどのように育てるのかを考えながら検討を進めます。

また、それぞれの場・支援が「つながっている」ことが切れ目のない支援のためには必要であり、地域・地区の施設・機関・団体等の資源のネットワークを強化し、連携・協力して重層的な支援を行う必要があります。

子ども期からの地域での主体的な活動・関わりを通じた育ちを経て、地域に関わりと愛着をもつ子ども・若者を増やし、その子ども・若者がやがて地域の中で大人、親へと成長し、今度は親の立場で地域に支えられながら安心して子育てをし、その子どもがまた地域の中で育つ、という「つながり」を地域の中で生み出していく仕掛けに努めます。

また、保護者の立場の中であっても、支援を受けながら親としての育ちを得て子育てを楽しみ、今度は支援の担い手にまわるといふ、地域内で支援が「つながって」継続できる仕組みづくりに努めます。

【参加と協働】

子どもが意見を表明する機会の充実を図るとともに声をあげやすい環境づくりに努め、子ども自身の主体的な「参加」や参画のもと、様々な施策・事業において子どもの声を尊重し、反映していく仕組みをつくります。

また、区民、保護者、子育て支援者、事業者などと「協働」して、地域の中で子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てを楽しむことができる地域社会の形成に努めます。

さらに、子どもが関わるあらゆる場において子どもの権利が守られ、子どもを主体とした関わりができるよう、地域にとって協働相手となる区が果たすべき役割を明確に位置づけます。

【地域の子育て力】

子どもが「楽しい」と思って「元気に」日々を過ごすためには、子どもに最も身近な地域の中で、周りの大人や若者、さらには子どもに見守られ、励まされ、支えられながら、やりたいことに挑戦し、持っている力を発揮できる環境が必要です。こうした環境の創出には、地域の子どもや地域の子育てを気につけ、応援する人を増やし、「地域の子育て力」を高めていくことが重要です。

そのために、地域の人が地域の子どもに関心とあたたかいまなざしを持って見守り、一緒に育てるといった意識・気運を醸成するとともに、地域の子どもや子育てを応援したいと思う人が思いきり役割を果たせるような仕掛けづくりに努めます。

第3章 重点政策

1 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが自ら生きる力を育むことができる環境を整え、地域・社会を中心となって担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

- ◆ 子どもの権利の普及啓発
- ◆ 子ども・若者の地域・社会への参加・参画の推進
- ◆ すべての子どもが地域で豊かな社会体験を重ね、力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場を身近にもてる環境整備
- ◆ 外遊びの推進及び環境整備
- ◆ 乳幼児教育の充実
- ◆ 地域で子どもを見守り、育ちを支える気運の醸成と地域人材の確保

2 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます

妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭を寄り添いながら支える仕組みを身近な場から充実します。また、子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるとともに、身近な地区において多様な地域資源が連携して適切な支援・見守りができるようネットワークの強化を図ります。

- ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進 ～世田谷版ネウボラの推進～
- ◆ 身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化
- ◆ 地域の資源を最大限活用した児童相談支援体制の再構築
- ◆ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実

3 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます

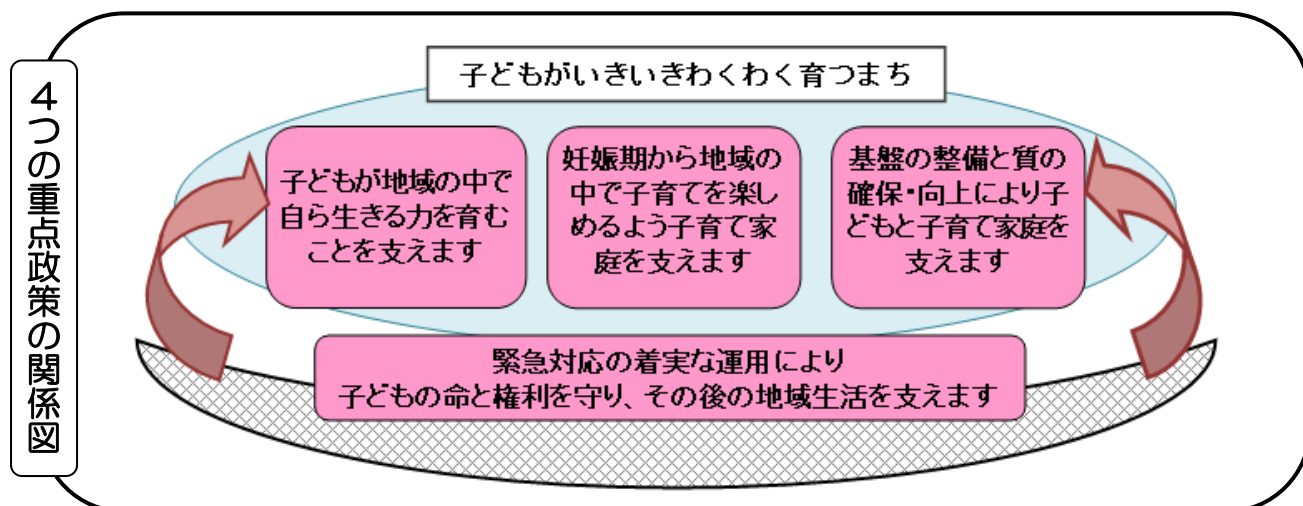
子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の多様な受け皿の確保や子ども・子育て支援の充実に努めるとともに、全ての施設・事業の質の確保と向上を図ります。

- ◆ 子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び子ども・子育て支援事業の基盤の整備
- ◆ 保育・幼児教育及び子ども・子育て支援事業の質の確保、向上
- ◆ 子ども・子育てを支える施設・事業に携わる専門人材の確保・育成

4 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談体制を構築します。また、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組むとともに、措置や一時保護された子どもの権利が守られるよう権利擁護の仕組みを構築します。

- ◆ 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備
- ◆ 子どもの権利擁護の取組みの推進
- ◆ 家庭養育を中心とした社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実



第4章 計画の内容 ○体系

基本理念	目指すべき姿	大項目	中項目
子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。 子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、 子育てに夢や喜びを感じることができ、地域社会を区民と力をあわせ実現します。	子どもがいきいきわくわく育つまち	1 子育て家庭への支援	(1)身近なつどい・気軽な相談の場の充実 (2)身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化 (3)妊娠期から地域につながる取組みの推進 ～世田谷版ネウボラの推進～ (4)子どもと親のこころと体の健康づくり (5)子育て力発揮への支援
		2 保育・幼児教育の充実	(1)子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の受け皿確保 (2)保育・幼児教育の質の向上
		3 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	(1)要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2)配慮が必要な子どもの支援 (3)生活困難を抱える子どもの支援 ～子どもの貧困対策の推進～ (4)ひとり親家庭の子どもの支援 (5)悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援
		4 質の高い学校教育の充実	(1)地域との連携・協働による教育 (2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (3)多様な個性がいかされる教育の推進
		5 子どもの成長と活動の支援	(1)子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実 (2)子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
		6 子どもが育つ環境整備	(1)地域の子育て力の向上 (2)社会環境の整備 (3)子どもの権利擁護・意識の醸成

小項目

- ①子育て中の親子の身近なつどい・気軽に相談の場の充実
- ②就学後の子どもをもつ親が気軽に相談できる場や機会の充実

- ①児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化
- ②児童館の機能強化 ③児童館の再整備

- ①相談支援の強化 ②支援につながる仕組みの充実
- ③地域で子育てを支える環境づくり

- ①子どもと親のこころと体の健康づくり ②思春期のこころと体の健康づくり
- ③食育の推進 ④歯と口の健康づくり

- ①親の学びの支援
- ②親がリフレッシュできる場・機会の充実

- ①子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育施設の整備
- ②子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進
- ③災害時や緊急時におけるセーフティネットの構築

- ①保育の質を支える仕組みの構築 ②乳幼児教育の充実 ③幼保小連携の促進
- ④保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成 ⑤保護者の保育・幼児教育等の選択への支援
- ⑥「区立保育園の今後のあり方」に基づく取り組み

- ①要保護児童・養育困難家庭の早期支援の充実 ②継続支援・生活支援のための子育て支援サービスの充実とケースマネジメントの強化 ③地域支援体制の構築
- ④子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備 ⑤家庭養育を中心とした社会的養護の推進

- ①配慮が必要な子どもの早期支援の充実 ②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- ③途切れない支援の実施 ④医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者の就労に関する支援
- ④経済的支援 ⑤支援につながる仕組みづくり

- ①子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実 ②子育てや就労等の横断的な情報提供・相談機能の充実 ③子どもの生活安定に向けた支援の充実 ④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

- ①ニーズに応じた相談機能の充実
- ②子どもの居場所の拠点整備

- ①地域が参画する学校づくり ②地域コミュニティの核となる学校づくり
- ③地域教育力の活用

- ①豊かな人間性の育成 ②豊かな知力の育成 ③健やかな身体・たくましい心の育成
- ④ことばの力の育成 ⑤これからの社会を生きる力の育成
- ⑥よりよい学びを実現する教育環境の整備 ⑦学校教育を支える安全の推進

- ①才能や個性をはぐむ体験型教育の推進 ②特別支援教育の推進
- ③ニーズに応じた相談機能の充実

- ①成長に応じた放課後等の居場所の確保 ②外遊びの機会と場の拡充
- ③子どもの成長を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上

- ①子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支えての確保・育成
- ②子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成

- ①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域人材の確保 ②子育て活動の支援とネットワーク形成の支援、地域資源の開発 ③共助の取り組みの推進、地域で子ども・子育てを支える取り組みの強化

- ①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安全・安心 ③子どもを生み育てやすい環境の整備
- ④文化・芸術・スポーツや読書に親しむ環境づくり

- ①子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の強化
- ②子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

重点政策

・子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます。

・妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます。

・基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます。

・緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます。

1 子育て家庭への支援

(1) 身近なつどい・気軽な相談の場の充実

① 現状と課題

- ・ ひろば事業などの充実や保育施設の整備により、就学前の子どもを抱える保護者の身近なつどいの場や相談できる機会は増えてきていますが、核家族化の進行や地域社会との関わりの希薄化により子育て家庭が孤立しやすい状況は続いており、身近な地域の中でつどい、交流し、気軽に相談ができる場の一層の充実が求められています。
- ・ 利用者支援事業の 5 地域での展開も進み、気軽に相談できる場を保護者が選択できるようになりましたが、地域で子育て家庭を支えるためには、保護者のニーズに合った多様な地域資源やその資源同士の連携・協力を支える仕組みが求められます。
- ・ 小学校就学以降の子どもを抱える保護者は、子どもの友人関係など幼児期とは異なる悩みを抱えることが多く、個別に相談しやすい環境や親同士が顔を合わせて語り合う場が求められます。また、子どもが区外の学校に通う保護者は、地域とつながる機会が少なく、情報も得ることが難しい状況にあります。

② 目標

- ・ 身近な場で保護者同士が集い、交流し、支援者や地域の友人に気軽に悩みを相談することで、地域の中で楽しみながら子育てをすることができている。
- ・ 保護者からの相談や支援者の気づきをきっかけとして、適切な支援やサービス、場につながっている。
- ・ 子育て中の保護者が、身近な場や手軽なツールにより必要な情報を得ることができ、自ら選択して必要なサービスや場を利用できている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子育て中の親子の身近なつどい・気軽な相談の場の充実
- ・ 就学後の子どもをもつ親が気軽に相談できる場や機会の充実

(2) 身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化

① 現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭の相談先は、行政の相談窓口のほか子どもや保護者が日常利用している施設や日頃関わりのある支援者であることが多いため、これらの施設の職員や支援者には子どもの変化への気づきや相談を受けるスキルの向上が求められます。しかし、相談者の悩みや課題は多様であり、支援者単独で支えることには限界があります。また、対象となる年齢が異なることも多く、子どもの成長やライフステージで支援が途切れてしまう場合があります。
- ・ 身近な地区において、切れ目なく子ども・子育て家庭を支え、見守るためには、多様な地域資源同士のネットワークを強化し、個々の家庭の課題にあった支援や場につなげ、それぞれの支援者の持つ強み・専門性を発揮していくことが求められます。その実現のためには、地区において中核的な役割を果たす存在が必要です。
- ・ 児童館は、妊娠期から乳幼児、小学生、中高生まで幅広く利用できること、多様な地域の団体や住民とのネットワークをもつことから、子どもや子育て家庭に身近な地区の中で、気軽な相談や気づき、見守り等の支援の役割を担っています。今後はより機能の充実を図り、地区において中核的な役割を果たす必要があります。

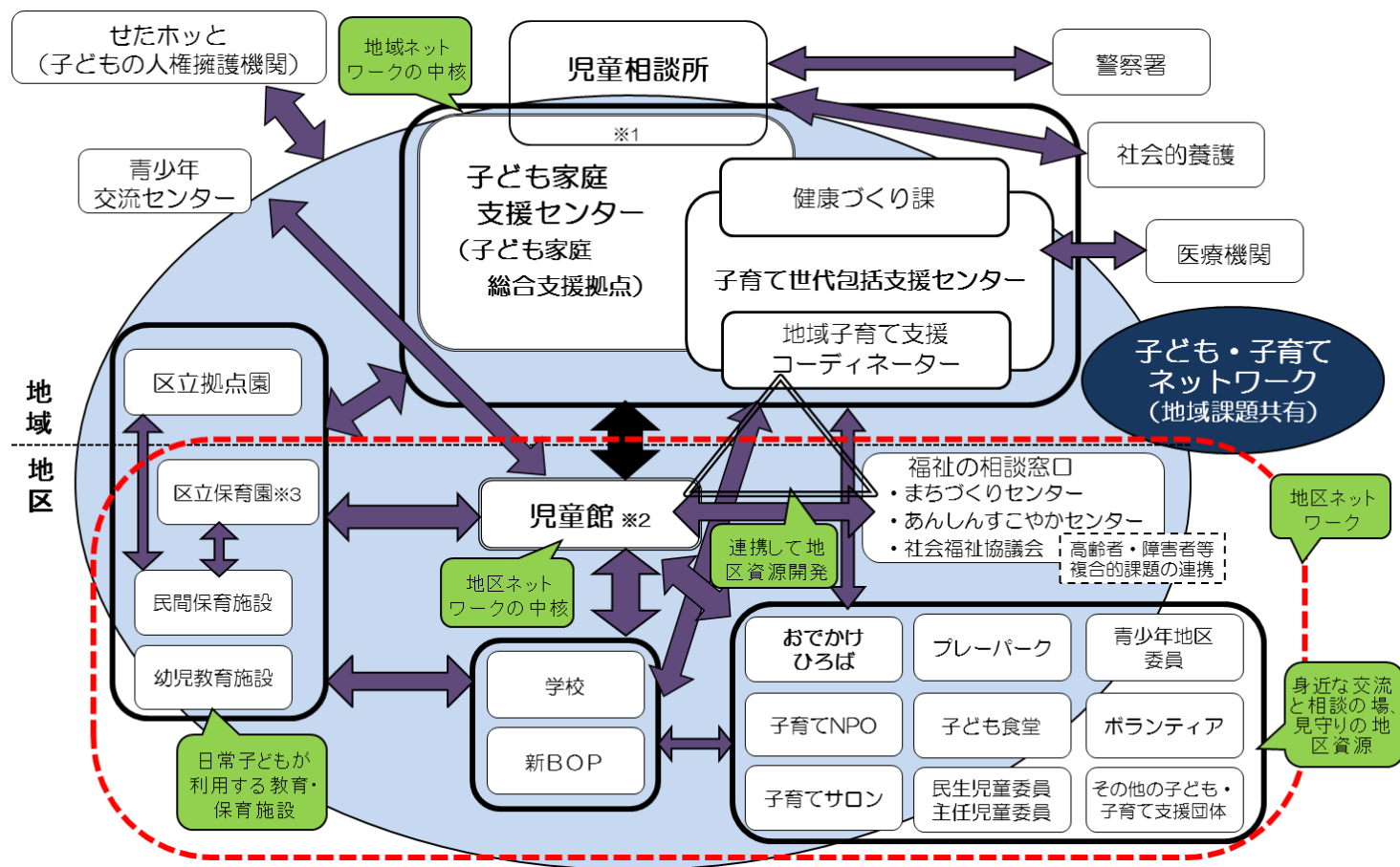
② 目標

- ・ 児童館が、幅広い利用者や地域でネットワークをもつことなどの特長を生かし、子どもや子育て家庭に身近な地区の中で、多様な地域資源と連携・協力し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目のない支援や見守りが強化され、子ども・子育て家庭が身近な地区の中で安心して生活ができています。
- ・ 児童館や地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会などの連携により、地区における地域資源の開発が進み、身近な場で子どもや子育て家庭がより適切な場や活動へとつながることができている。
- ・ 難しい課題を抱え、支援が必要な子どもや子育て家庭を地域の子ども家庭支援センターにつなぐなど深刻化を未然に防ぐ、見守り機能が発揮されている。
- ・ 地区において中核的な役割を果たす児童館が、各まちづくりセンター管轄に整備されている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化
- ・ 児童館の機能強化
- ・ 児童館の再整備

■ 子ども・子育てにかかる相談支援・見守りのネットワーク図 ■



- ※１ 子ども家庭支援センターと児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築する。
- ※２ 児童の健全育成（あそび）を基盤に、その中から相談や気づき、見守り等を行なうとともに、地区の関係機関等との関わりを強化し、地域の見守りの中核を担う機関として地区のネットワークの構築を図る。
- ※３ 地区における身近な公設の児童福祉施設としての専門性を活かし、支援を必要とする家庭の早期発見及び継続的な見守り・支援を行うとともに、関係機関と協働・連携しながら、子育て支援を実施する。

(3) 妊娠期から地域につながる取組みの推進～世田谷版ネウボウの推進～

※世田谷版ネウボウは、区・医療・地域が連携した妊娠期から就学前までの切れ目のない支援であり、その取組みは本計画全体に跨るものである。本項目では、特に、妊娠期から地域につながる取組みを掲げる。

① 現状と課題

- ・ 妊娠期や産後、乳幼児を育てる時期は、不安感や孤立感、負担感が高まることから、妊娠期から子育て家庭に寄り添い、切れ目なく支援する「世田谷版ネウボウ」を平成28年7月から開始し、相談支援体制の充実に取り組んできました。特に核家族化が進み、身近に子育ての経験者がいない家庭が増える中、妊娠中から支援につながり、産後の生活をイメージすることで、安心した子育てを行うためにも、さらに相談支援体制を強化するとともに、区・医療・地域がこれまで以上に連携し、適切な支援につなげていく必要があります。
- ・ 出産や子育てについて、地域の中で身近に赤ちゃんに触れ合う体験や必要な情報、正しい知識を得る機会がなく、子育てのイメージを持てずに妊娠・出産を迎えることが多くなっています。出産後に育児不安や産後うつなどから不適切な育児に陥ったり、母親が孤立することがないように適切な時期に必要な情報を届け予防する必要があります。また、育児の喜びや負担を家族で共有していくために、父親等への適切な情報提供も考慮する必要があります。さらに、中学生等に乳幼児と触れ合う機会を提供し、赤ちゃんを愛しく思う心を養い、将来親となる準備につなげていく必要があります。
- ・ 転入家庭や外国にルーツのある子育て家庭などは、地域とのつながりが持ちにくいことから、必要な情報を得にくく適切な支援につながっていない場合があります。こうした家庭にも必要な情報を確実に届けることが必要です。
- ・ 生まれてくる赤ちゃんが社会から祝福され、地域全体で子育てを応援し、支えあう風土・気運の醸成が求められています。

② 目標

- ・ 相談支援体制や区、医療、地域のネットワーク強化により、妊娠期から切れ目のない支援を受けることができるとともに、地域で子育てを支える多様な社会資源が生まれ、適切な地域の子育て支援につながることで、子育て家庭が安心して妊娠期から育児期を孤立感なく生活できている。
- ・ 情報が届きにくい家庭であっても必要な情報を得て、適切な支援につながることで安心して子育てができている。
- ・ 地域全体で子育てを応援する気運が醸成され、子育て家庭が地域の中で子育てを楽しめている。

③ 施策展開の柱立て

- 相談支援の強化
- 支援につながる仕組みの充実
- 地域で子育てを支える環境づくり

(4) 子どもと親のこころと体の健康づくり

① 現状と課題

- ・ 乳幼児健康診査は、健康状況の確認に加えて、健やかに育ち、育てるための支援の入り口としても重要な意味を持っています。健診の場での個々の状況に応じた個別相談、歯科保健や栄養等についての指導・相談のほか、健診後の経過観察健診や精密検査、グループによる育児支援、より専門的な支援への引継ぎ等、継続的・重層的な取り組みが必要です。また受診した方の満足度をあげ、さらに未受診者の把握から必要な支援につなげる仕組みについて、一層の検討が必要です。
- ・ 母親だけでなく、子育て世代の父親・家族の支援として、各種健診や相談事業を通して育児不安の軽減を図り、地域の中での支援を受けられるよう、関係機関での連携を強化し、必要な情報を適切に提供していくことが求められています。
- ・ 思春期のこころと体の健康づくりは大切ですが、困ったときに利用できる相談窓口の周知が十分ではありません。若い世代に対して、性感染症予防や望まない妊娠の予防に関する啓発の強化が求められています。
- ・ 育児期は家族全体の生活習慣を見直す大きなきっかけとなります。妊娠・出産・子育て知識の普及・啓発だけでなく、望ましい生活習慣の獲得に向けた支援が求められます。
- ・ 子どもの成長に必要な食事の内容や、発育・発達にあった食事の形態も踏まえた食の支援が必要とされています。また、子どもの食事づくりが負担となったり、様々な食の情報が氾濫する中、保護者自身の食生活がおろそかになるなどの状況も見られ、家族でおいしく、たのしく食べることを伝えていくことも大切です。
- ・ むし歯のある子どもは減っていますが、一人で多数のむし歯のある子どもが一定割合おり、健康状況の二極化が進んでいます。歯に良い生活習慣の実践のための歯と口の健康づくりの支援が求められています。また、多数のむし歯がある場合、育児環境に問題があることも考えられ、育児環境の改善といった視点を持ちながら支援することも必要です。

② 目標

- ・ 妊娠に関する相談ができる。
- ・ 若年層が、妊娠・性に関する悩みやこころの健康について、基本的な知識を得られ、悩みなどがある場合には安心して話せる相談窓口に容易につながるができる。
- ・ 妊娠期から家族や子どもの成長・発育にあった生活習慣が理解され、食生活・口腔衛生習慣の習得の上で実践されている。
- ・ 子ども・保護者が、自分や家族の健康に関する相談を気軽にできる仕組みが整備され、

適切な支援を受けられる。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子どもと親のこころと体の健康づくり
- ・ 思春期のこころと体の健康づくり
- ・ 食育の推進
- ・ 歯と口の健康づくり

(5) 子育て力発揮への支援

① 現状と課題

- ICT が身近なものとなり子育てに関する情報を取得することは容易になりましたが、核家族化や地域の関わりの希薄化によりそばで教えてくれる人がいないため、具体的に対応する方法が分からない、周囲に助けを求めることができない保護者も増えていきます。
- 子育ての情報などを学ぶ講座などは数多く実施されており、参加することができる状況にありますが、そうした場に参加しない方に必要な意識と情報を持ってもらうためのアプローチが課題となっています。
- 子どもを抱える保護者は子どもの発達に多かれ少なかれ不安を抱えているものですが、不安を抱えていても、専門機関等へ相談に行くことに抵抗を感じ、一人で悩みを抱えている保護者がたくさんいます。
- とともに育児を行うという父親の意識が希薄なため、また、社会においても父親の育児への参加への十分な理解が得られないなか、母親が育児や家事と仕事の両立を抱えこむ、いわゆる「ワンオペ育児」の状況となっている家庭も少なくありません。
- 子育てによる不安や負担を軽減するためには、子育て中の生活を楽しむためのサポートが重要です。保護者が自分の時間を持つなど、一時預かりの拡充や急な預かりニーズへの対応が求められています。
- 保護者には、子どもと一緒にあっても自分のために時間を使っているといった意識を持てる機会が必要です。すべての保護者は親である前にひとりの人間であり、自分のための時間をもつことは、子育てを楽しむうえでも大切なことです。しかし、そのことに罪悪感を抱いてしまい、十分に自分のための時間を確保できていない保護者がいます。

② 目標

- 子育ての情報や育児に関する知識などを自分のものとし、保護者が周囲の協力を得ながら自立して子どもを育てていく力が高まっている。
- 子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士が知りあえる機会がある。
- 父親の子育てへの参画の意識、一緒に育てる意識が早い時期から醸成され、母親も父親もともに子育てを楽しむことができる。
- 保護者が自分のために使うことができる時間を持ち、リフレッシュをしながら、子どもと向き合う時間を楽しむことができる。
- 地域社会の側にも、保護者が自分のための時間を持つことの必要性の理解が進み、子

どもの預かり付きや赤ちゃんの泣き声に寛容な地域でのイベントが増えるなど、様々な形で保護者がリフレッシュできる場や機会が充実している。

③ 施策展開の柱立て

- 親の学びの支援
- 親がリフレッシュできる場・機会の充実

2 保育・幼児教育の充実

(1) 子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の受け皿確保

① 現状と課題

- ・ 地域によっては、定員に空きが生じているという保育状況の中、地域・地区ごとに保育需要の精査、分析を行った上で、適切な場所へ適切な量の保育の受け皿が確保できるよう、保育施設整備が求められます。
- ・ 社会経済等の動向により保育需要が変動することを踏まえ、柔軟に保育需要に対応することができる保育基盤の構築が必要です。
- ・ 公立の児童福祉施設であることに鑑み、区立保育園が緊急保育等により緊急性の高い福祉的課題に対応する必要があります。また、緊急時の代替保育、災害時の臨時的な預かりなど、区立保育園が公的責任において、保育のセーフティネットとして機能する必要があります。
- ・ 共働きをしている家庭も、幼稚園での教育を希望する家庭も多く、幼稚園における預かり保育の一層の充実が求められているとともに、保育待機児童の発生リスクを見極めながら、認定こども園の拡充についても検討を進める必要があります。
- ・ 働き方が一層多様化する中、保護者の保育ニーズも多様化しており、延長保育、休日・夜間保育、一時預かり事業、子どもの近くで働くことができる取り組み、病児保育事業等多様な保育の受け皿の拡充が求められます。
- ・ 子どもにあった保育・幼児教育に対するニーズに応える取組みの一つとして、保護者が主体となる自主保育などの活動も行われており、こうした共助の活動が継続するよう支えていく必要があります。

② 目標

- ・ 各地域各地区における実態を把握・分析した上で、保育の質が確保された保育施設・事業の整備を進め、突発的な変動の多い保育需要に対応することができるよう、現在の保育定員の弾力化枠を活用しながら、柔軟性の保育基盤の構築をめざし、保育待機児童解消が図られている。
- ・ すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するため、区立保育園が地域における身近な公設の児童福祉施設として、子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を果たしている。
- ・ 区立保育園において、罹災時の応急保育や他の保育施設で保育が困難になった際の支援の体制が構築され、災害時や緊急時におけるセーフティネットが機能している。

- 幼稚園の預かり保育や認定こども園の充実を図ることで、保育の必要性があって、幼児期の学校教育の利用を希望する家庭についても、幼稚園と預かり保育を利用して仕事と子育ての両立ができている。
- 質の確保された多様な保育・幼児教育の提供体制が整うことで、個々の家庭がニーズにあった選択をすることができている。

③ 施策展開の柱立て

- 子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育施設の整備
- 子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進
- 災害時や緊急時におけるセーフティネットの構築

(2) 保育・幼児教育の質の向上

① 現状と課題

- ・ 保育施設の急増に加え、児童相談所の開設に伴い保育園の認可権限や認可外保育施設の指導・監督権限が移譲される中、認可外保育施設も含めたすべての保育施設の質の確保を図る必要があります。さらに、地域保育ネットワークの取り組みを強化し、保育の質ガイドラインに基づく保育の質の向上に努める必要があります。
- ・ 心身の発育・発達が著しく、生きる力の基礎を培う乳幼児期に多くの時間を過ごす保育・幼児教育施設において、すべての子どもが質の高い乳幼児教育を受けることができるよう一層の質の向上に向けた仕組みが必要です。
- ・ 幼稚園・保育園等と小学校では生活や教育方法が異なるため、子どもが円滑にその変化に対応できるような仕組みが求められます。
- ・ 今後も保育士の不足が見込まれるとともに、幼稚園教諭との両資格所有者が多い中、幼稚園においても人材不足の課題を抱えています。また、離職率を下げ、専門性を積み上げていくためにも、資格者の「養成」と「育成」を一貫して考える仕組みの構築や幼稚園教諭や保育士の専門性、資質の向上に向けた取組みを推進する必要があります。
- ・ 保護者のニーズや保育・幼児教育の多様化が進む中、保護者がニーズにあった事業を適切に選択できるような情報提供が求められます。

② 目標

- ・ 指導監督の強化や第三者評価の拡充等により、すべての保育施設において「子どもの命」が守られた環境が整えられていることを前提としたうえで、巡回指導相談等の充実や保育の質ガイドラインの活用により「子どもの育ち」が守られた質の高い保育・幼児教育が提供されている。
- ・ 区立保育園が地域・地区の中心となり、すべての保育施設と連携・協力しながら保育の質の維持・向上に努めることで、すべての保育施設で質の高い保育が提供されている。
- ・ 人材確保支援や体系的な研修実施、公私立幼稚園・保育園等の合同研修等を進めるとともに、保育・幼児教育現場と区、そして養成学校が連携した共同研究及び研究成果の共有化・見える化を図り、実習等における連携の仕組みを構築すること等により、乳幼児教育の充実、人材の確保・育成が図られている。
- ・ 乳幼児教育アドバイザー派遣やアプローチ・スタートカリキュラムの活用により幼保小連携が図られ、子どもが施設の変化に円滑に対応し、安心して小学校生活を送れている。
- ・ 身近な場や気軽なツールにおいて保育・幼児教育、子育て支援の相談・情報収集ができ、自ら適切な選択ができている。

③ 施策展開の柱立て

- 保育の質を支える仕組みの構築
- 乳幼児教育の充実
- 幼保小連携の促進
- 保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成
- 保護者の保育・幼児教育等の選択への支援
- 「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組み

3 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート

(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

① 現状と課題

- 子育て家庭が孤立し、子育てに対する不安感・負担感が高まっている状況は解消していないなか、子どもの発達と権利を守るために、今後も身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り支える社会づくりが必要です。
- 妊娠期面接や利用者支援事業の導入、保育園やひろば事業の拡充、児童館運営などにより、日頃の活動の中での気づきなどから支援の必要な家庭を早期に発見する機会は増えています。それらの家庭を適切な場・支援につなぐためには、地域の全ての子どもと子育て家庭の相談に対応する子ども家庭総合支援拠点である子ども家庭支援センターの機能や対応力の強化が求められています。
- 支援が必要な子育て家庭の課題は複雑化・多様化しており、子ども家庭支援センターと児童相談所がそれぞれの役割を担いながら一体となって、支援の充実と適切な介入を行っていく必要があります。特に、DVと児童虐待などの複合的な課題については、それぞれの機関が緊密に連携し、取り組むことが必要です。
- 地域で支援が必要な子どもを見守り支えていくためには、要保護児童支援協議会を中心とした地域ネットワークを活用して、行政、関係機関、NPO 等多様な機関が連携・協力して支援を行う必要があります。
- 子どもの生命と安全を確保するために、適切に子どもの一時保護を行うとともに、子どもの意見を尊重しながらその後の家庭復帰に努め、家庭復帰が望めないと判断される場合は、養子縁組により永続的な人間関係や生活の場の保障（パーマネンシー保障）に取り組むことが求められています。
- 望まない妊娠をした女性への支援と同時に、生まれてくる子どものパーマネンシーも保障される切れ目のない相談・支援のため、行政と医療機関の連携・協力体制の構築が求められています。
- 子どもの健やかな成長のために代替養育を必要とする場合においては、家庭養育優先の原則に基づき、里親やファミリーホームへの養育委託に努めるとともに、その受け皿を確保するため、里親制度等の社会的養護への理解促進に向けた普及啓発の強化や、里親支援の拡充に努める必要があります。

② 目標

- ・ 児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながっている。
- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を柱として、地域や地区において多様な地域資源が連携・協力しながら適切な見守り・相談支援ができる相談支援体制・ネットワークが構築され、みんなで子どもを守るまちの実現が図られている。
- ・ 子ども家庭支援センターや児童相談所など、児童相談行政に関わる職員の専門性の確保と経験の蓄積が図られている。
- ・ 子どもの人権に配慮した一時保護がなされるとともに、保護児童や措置児童の意見表明・権利擁護の仕組みが構築されている。
- ・ 妊娠期面接等により、実親による養育が困難な事例があった場合は、パーマネンシー保障の観点から児童相談所での特別養子縁組の相談につなぎ、児童相談所は実親の養育の意思を確認のうえ、出産後できるだけ早期に乳児の特別養子縁組を希望する里親への委託につなげる連携ができています。
- ・ 区民・地域への里親等の普及啓発・理解促進及び里親の開拓から委託後までの支援体制の構築等により、里親委託が必要な子どもが全て、里親家庭で暮らすことができるよう里親登録数が十分であるなど、里親をはじめとする社会的養護が推進されている。
- ・ 区民への里親等の理解が促進され、里親家庭が暮らしやすい地域環境ができています。
- ・ 一人ひとりの子どもの最善の利益の実現のため、多様な社会的養護の受け皿が整っている

③ 施策展開の柱立て

- ・ 要保護児童・養育困難家庭の早期支援の充実
- ・ 継続支援・生活支援のための子育て支援サービスの充実とケースマネジメントの強化
- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備
- ・ 家庭養育を中心とした社会的養護の推進

(2) 配慮が必要な子どもの支援

① 現状と課題

- ・ 配慮が必要な子どもが早期に支援に繋がることができるよう、身近で敷居の低い相談窓口を設けるとともに、必要に応じて専門的な支援につなげていけるよう、身近な相談機関と専門支援機関との連携体制を構築していく必要があります。
- ・ 保育園、幼稚園、学校、新BOPなど日頃子どもが過ごす場で安心して過ごせるよう、子どもに直接関わる身近な支援者や大人が特性を理解し、専門機関と連携しながら支援を行う必要があります。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもとその家族の支援にあたっては、保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みをつくり、成長段階に応じた支援が必要です。
- ・ 特別支援教育の人的支援の充実を図ってきましたが、発達障害をはじめ、配慮が必要な児童・生徒の増加等に伴い、人的支援ニーズは依然として高い状況にあります。また、個々の状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、連続性のある多様な学びの場が求められます。
- ・ 支援情報が進学や転校・転園などライフステージの変化で途切れることなく引き継がれる必要があり、「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎがより活用できるよう教育と福祉、関係機関同士の一層の連携が必要です。
- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族は特に孤立しやすく、困難な状況に置かれやすいため、相談支援体制等の構築が求められます。

② 目標

- ・ 必要となときに必要な支援につながることができ、関わる支援者の連携・協力のもと、当事者・家族が持つ生活上の困り感に寄り添った支援が図られている。
- ・ 施設等への巡回支援や専門職員から支援者への技術的な支援、研修、講演等を通じて、子どもに関わる支援者・大人への理解促進、対応スキルの向上が図られ、適切な合理的配慮を受けながら住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できている。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもとその家族について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議会を設置し、区立保育園での預かり、区立小中学校への看護師配置、障害児相談支援事業所の拡充など支援の充実が図られている。
- ・ 特別支援教育の人的支援体制が充実されるとともに、中学校「特別支援教室」や自閉症・情緒障害特別支援学級等の整備が進められ、連続性のある多様な学びの場の強化が図られている。
- ・ 福祉と教育や関係機関、家庭が連携し、乳幼児期から成人期に至るまですべてのライフステージを通して支援情報が途切れることなく支援につながっている。

- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族が身近に相談できる場やリフレッシュ、レスパイトの機会があり、孤立することなく支援につながっている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 配慮が必要な子どもの早期支援の充実
- ・ 日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- ・ 途切れのない支援の実施
- ・ 医療的ケアが必要な子どもへの支援

(3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

① 現状と課題

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくことが重要です。子どもの貧困対策は、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない支援に取り組む必要があります。
- 国は、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、区市町村における計画策定が努力義務となりました。
- 子どもの生活実態調査の結果から、経済的な理由による生活困難を抱える小中学生が 1 割以上存在し、子どもの食や体験、学習、人間関係や居場所、自己肯定感、健康面等での影響を受けていることがわかりました。その状況改善に向けた対応を急ぐ必要があります。
- また、調査結果によると、生活困難を抱える保護者は、不安定な就労状況にある傾向が見られることや、保護者自身が子ども期に暴力や育児放棄といった困難に直面していた割合が高いことがわかり、子どものみならず保護者への支援も求められます。
- 貧困が潜在化し、見えにくくなっていることから、生活困難を抱える家庭ほど、公的機関への相談や支援・サービスの利用意向があるにもかかわらず利用につながっていないという課題があります。
- 子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることをふまえ、関係機関をはじめ地域が一体となって子どもの貧困対策を推進する必要があります。

② 目標

- 学校や地域による学習支援、教育にかかる費用の負担軽減の支援により、すべての子どもが等しく学び、夢や希望を持つことができる環境が整っている。
- 地域で子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所があり、様々な体験や他者との関わりの中で、生活習慣が育まれ、健康的な生活を送るとともに自己肯定感を高めることができる環境が整っている。
- 保護者の就労支援の充実とともに、子育てと仕事を両立できる環境が整っている。
- 経済的安定をはかる施策の充実により、家庭が安心して生活を送ることができる環境が整っている。
- 地域の子どもや子育て家庭に関わる支援者が子どもの貧困への理解を深め、気づきの感度を高めるとともに、アウトリーチ支援や家庭の状況に配慮した相談体制、情報提供により、子どもや子育て家庭が必要な支援に早期につながっている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 教育の支援
- ・ 生活の支援
- ・ 保護者の就労に関する支援
- ・ 経済的支援
- ・ 支援につながる仕組みづくり

世田谷区における子どもの貧困の把握

子どもの生活実態調査【子ども・保護者に対するアンケート調査】の結果は、貧困を測定する指標である「生活困難度」に基づき、分析しています。

(1) 生活困難度とは？

「生活困難度」は、貧困を測定する指標です。子どもの生活における困難を、①低所得に加え、剥奪指標(※)である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

【図表1】生活困難について

① 低所得

等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯
<低所得基準>

世帯所得の中央値442万円÷
√平均世帯人数(2.47人)×50% = 140.6万円

2人世帯で約198万円未満、3人世帯で約243万円未満、4人世帯で約281万円未満(税金・社会保険料・社会保障給付金も含まれる。)

※社会の中で生活に必要なモノやサービス、社会的活動が、経済的な理由で奪われている状態にあるかどうかによって貧困を測定する指標

② 家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣料を買えなかった経験など、下記7項目のうち1つ以上が該当

- 1 電話料金が支払えなかった
- 2 電気料金が支払えなかった
- 3 ガス料金が支払えなかった
- 4 水道料金が支払えなかった
- 5 家賃が支払えなかった
- 6 家族が必要とする食料が買えなかった
- 7 家族が必要とする衣類が買えなかった

① 低所得

② 家計の逼迫

③ 子どもの体験や所有物の欠如

③ 子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が3つ以上該当

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎月小遣いを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事
(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる
- 9 学習塾に通わせる
(または家庭教師に来てもらう)
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢に合った本
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

(2) 生活困難層とは？

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、
2つ以上該当する世帯を「困窮層」
いずれか1つに該当する世帯を「周辺層」
どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類し、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」としています。

生活困難層	困窮層+周辺層
● 困窮層	2つ以上の要素に該当
● 周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれかの要素にも該当しない

(4) ひとり親家庭の子どもの支援

① 現状と課題

- ・ ひとり親家庭は、子育てと生計を維持することに日々追われ、地域社会とのつながりが希薄となり、孤立化しやすい状況にあります。また、相談時間の確保や自ら情報収集する余裕が持てないなど、ひとり親家庭の困難さに寄り添った相談支援や情報提供が求められます。
- ・ ひとり親家庭では、子どもとの時間の確保や、成長段階や思春期における異性の子どもとの関わりなどの課題を抱えることも多く、支援につながることを求められます。
- ・ ひとり親家庭の子どもは、塾に行きたくても経済的な理由で行くことができない、聞きたくても近くに聞く人がいないなど、学習環境の課題を抱えています。また自立に向け、就労等をイメージできる機会の提供が望まれます。
- ・ ひとり親家庭が安定した生活を営むためには、就労支援の充実とともに、求職活動中の子どもの預かりなど就労に向けた環境が整備されている必要があります
- ・ 継父母と生活する家庭（ステップファミリー）は、家族形成にストレスを伴うことも多く、児童虐待やDVにつながる要因をはらんでいます。
- ・ 子どもにとって親の離婚・死亡などの喪失体験や親のDVなどの面前での体験は、特にひとり親になった初期において大きなダメージであり、親も含め支援が必要となります。
- ・ 離婚等によりひとり親となっても、それ以前の子どもの生活水準を落とさないようにするために、また子どもの将来への影響を最小限にするためには、養育費の取り決めを進めるための相談支援が必要となります。

② 目標

- ・ 母子家庭も父子家庭も個々の状況に応じた十分な情報が得られ、その人に寄り添った相談支援とともに、ひとり親家庭が生活基盤を築き、自立が促進されている。
- ・ 地域の社会資源の活用や母子生活支援施設の機能強化により、ひとり親家庭の地域での暮らしを支える環境やシステムが整っている。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習環境や居場所が充実し、自立に向けたステップアップが図られている。
- ・ 就労支援の充実とともに、ひとり親の子どもの成長に必要な長期的なライフプランに向けた活動を支える環境が整備されている。
- ・ 離婚前からの家庭相談からひとり親になった直後の早期支援を進めるための情報が入手しやすくなっている。

③ 施策展開の柱立て

- 子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実
- 子育てや就労等の横断的な情報提供・相談機能の充実
- 子どもの生活安定に向けた支援の充実
- 将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

(5) 悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援

① 現状と課題

- ・ いじめ、不登校、ひきこもり、性的指向や性自認を理由とした悩み、思春期のころの問題、発達・発育など、子どもやその保護者が抱える悩みや課題が多様化・複雑化しています。問題の早期発見や未然防止や発生後の適切な対応のためには、相談機能のさらなる充実が必要です。
- ・ こうした悩みや困難を抱える子どもや、家庭に課題を抱える子どもが、地域の一員として安心して日常生活を過ごせる場・環境が求められます。
- ・ 様々な要因により支援の手が届かないと長期のひきこもりに移行するリスクが高くなるため、早期に支援につながることを求められます。
- ・ 悩みや困難を抱える子どもや家庭に課題を抱える子どもが、安心してき、ホッとできる居場所が地域の中に求められます。

② 目標

- ・ 子どもとその保護者に関する相談体制・相談機能の充実が図られるとともに、必要に応じた教育と福祉の連携などにより、適切な場や支援につながっている。
- ・ 不登校の予防から事後対応まで一貫した支援を行う体制を整備するなど不登校対策の充実が図られるとともに、長期ひきこもり等へ移行しないよう若者支援と教育委員会、学校との連携により早期の支援につながっている。
- ・ 安心して、主体性を損なうことなく「いる」ことができ、地域の人など多様な人が集う居場所において、支援者が日常の関わりなかで信頼関係を構築し、本音・悩みを引き出し支援につながることができている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ ニーズに応じた相談機能の充実
- ・ 子どもの居場所の拠点整備

4 質の高い学校教育の充実

(1) 地域との連携・協働による教育

① 現状と課題

- ・ 「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみについて、課題抽出及び課題検討の場を設置し、3つのしくみが有機的に機能するようなしくみを検討することが必要です。
- ・ 区立学校は、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を一層充実するなど、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。
- ・ 区内大学と教育委員会の連携事業を充実させ、大学等の研究機能を一層活用した地域課題解決型の教育事業の充実が必要です。

② 目標

- ・ 「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみが、継続的に安定的に、学校運営や教育活動を支えていくしくみとして確立している。
- ・ 区立学校が核となって、様々な活動・取組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域コミュニティが活性化している。
- ・ 区内大学と教育委員会が連携して社会貢献やボランティア活動を推進するための仕組みや、教育総合センターにおいて、教育活動に必要な地域人材について確保できるしくみが確立されている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 地域が参画する学校づくり
- ・ 地域コミュニティの核となる学校づくり
- ・ 地域教育力の活用

(2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

① 現状と課題

- ・ 地域の区立小・中学校が一体となって、質の高い9年間の義務教育（「世田谷9年教育」）を推進することが必要です。
- ・ 「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められています。
- ・ 教育環境におけるいじめや不登校の早期発見や未然防止、発生後の適切な対応に向けて、いじめ防止等の取組みを一層強化することが求められています。
- ・ 引き続き教科「日本語」の推進を図るとともに、急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力を育成することが必要です。
- ・ 国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力をはぐくむことが必要です。
- ・ 区立小・中学校の児童・生徒数は、地域や学校区単位によって偏在化がみられ、今後も引き続き学校の適正規模化の取組みを検討していく必要があります。
- ・ 学校施設については、安全・安心や環境配慮、教育の充実や地域貢献等学校に求められる様々なニーズに対応するべく効率的、効果的に施設整備を進めていく必要があります。
- ・ 学校における危機管理能力の向上や児童・生徒への防災・安全教育の充実が求められています。

② 目標

- ・ 質の高い教育の実現をめざし、改訂した「世田谷区教育要領」に基づく教育活動及び児童・生徒の基礎・基本等をはぐくむ取組みを推進している。
- ・ 「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」の育成が図られている。
- ・ 「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめ防止等の総合的推進に取り組んでいる。
- ・ 新学習指導要領に的確に対応した教科「日本語」を実施するとともに、多様な手法による英語教育の充実に取り組んでいる。
- ・ 変化の激しいこれからの社会を生きる力の育成が図られている。
- ・ 児童・生徒のより良い教育環境の実現をめざし、計画的に学校の施設整備を進めている。
- ・ 学校がさらなる安全を確保できるよう、危機管理能力を一層向上させている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 豊かな人間性の育成
- ・ 豊かな知力の育成
- ・ 健やかな身体・たくましい心の育成
- ・ ことばの力の育成
- ・ これからの社会を生きる力の育成
- ・ よりよい学びを実現する教育環境の整備
- ・ 学校教育を支える安全の推進

※幼児教育と世田谷９年教育を一体としてとらえた新しい仕組みについて、「遊びと学び」をキーワードに、平成３０年度から検討を進めています。

(3) 多様な個性がいかされる教育の推進

① 現状と課題

- ・ 子どもたちが、豊かな体験・体感を通して、将来の夢や希望を持ち、たくましく生き抜く力を培いながら、個性を生かし、創造性を育み、能力を伸ばすための環境整備をより充実していくことが必要です。
- ・ 障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある学びの場を整備していくことが重要です。
- ・ 児童・生徒や保護者が抱える課題が多様化、複雑化する中、とりわけ福祉的な課題を抱える児童・生徒、家庭への対応がさらに求められており、学校を支援する体制を強化し、校内委員会の充実など学校教育相談の充実を図る必要があります。

② 目標

- ・ 子どもたちが、普段の生活ではふれることのできない体験を通じて、自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会としている。
- ・ 多様な人的支援の下で特別支援教育体制を推進している。
- ・ 学校内外の教育相談において、相談員等の体制の強化や資質向上を図り、複雑化・多様化し増加する相談に適切に対応している。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ ニーズに応じた相談機能の充実

5 子どもの成長と活動の支援

(1) 子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実

① 現状と課題

- 家庭のライフスタイルの多様化や児童数の増加による新 BOP の大規模化・狭隘化、人材の確保・育成などの課題がある中、放課後に家庭で保護・育成を受けることができない子どもが安心して過ごすことのできる場の確保が必要です。
- 自立性の高まる小学校高学年から中学生、高校生への成長過程において、成長段階に応じた子どものニーズに沿った安心して過ごすことのできる居場所が求められます。
- 居場所には、何かを主体的に行いたい子どもから、なんとなくいることのできる場を求める子ども、多忙な時間の合間に少し寄りたい子どもまで、子どもたちが自分がいてよい場所だと感じ、自ら選ぶことのできる場が多様にあることが求められます。
- 外遊びや自然と触れ合う機会が減少していることに加え、外遊びができる身近な場を知らない子どもが増えています。また、保護者が外遊びや自然との触れ合いの重要性を認識していない、優先度が低いなどにより、子どもが選択できない状況も伺えます。
- 地域の居場所において、大人がななめの関係で子どもと関わり、子どもが必要とする時に相談などにつながることもできる関係性の構築が求められます。
- 地域で子どもを見守り支える大人の存在は不可欠であり、地域人材の確保が必要です。

② 目標

- 新 BOP 学童クラブにおいては、人材や空間の確保、プログラムの充実により子どもが放課後を過ごす場として良好な環境づくりが図られるとともに、地域や民間事業者が実施主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っている。
- 成長段階や個々の子どものニーズの多様性に応じた居場所があり、地域の居場所のそれぞれの雰囲気を知り、希望にあった場を自ら選択して利用することができている。
- 身近で外遊びができる場の拡充・周知がなされ、子どもの外遊びが保護者や地域に応援されながら見守られている。
- 児童館を中心に居場所を通じた保護者・地域との関係強化により、子どもの居場所への大人の理解・協力気運が育まれ、子どもが地域と関わりを持ちながら過ごしている。

③ 施策展開の柱立て

- 成長に応じた放課後等の居場所の確保
- 外遊びの機会と場の拡充
- 子どもの成長を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上

(2) 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実

① 現状と課題

- ・ 子どもが社会性や協調性を育むことのできる地域活動への参加や多世代交流の機会が減少しており、特に区外に通学する子どもは地域と交流する機会が少ない状況にあります。
- ・ 子どもが主体性や創造性を育むため、地域の中で主体的に関わることのできる活動の場や機会の充実が求められます。
- ・ 地域での体験を重ね成長した子どもが次の活動の支え手となるなど、地域での活動が循環しながら継続する仕組みが求められます。
- ・ 子どもが日常を過ごす地域において、子どもが意見を表明しやすい環境をつくる必要があります。また、地域の中で子どもに関わる大人は、対等なパートナーとして子どもの意見を受け止め、子どもの参加・参画のもとその後の活動や議論などに生かすことができるような意識醸成が求められます。

② 目標

- ・ 地域で多世代が交流し活動する場・機会が充実され、それらの場・活動の情報がしっかりと子どもに行き届くことで、地域への参加が促進されている。
- ・ 児童館や青少年交流センター等の日頃の利用から子どもの関心を引き出し、主体的に取り組む活動につなげるなどにより、子どもの社会参加意識が育まれている。
- ・ 異年齢が交流する主体的な活動への参画・体験を経て、年少者の活動の支え手としての役割を担うことで、地域活動が子どもを主体に円滑に継続できている。
- ・ 日常を過ごす場において、子どもが意見を表明しやすい環境が整い、子どもに関わる大人が、子どもが本来持っている権利をしっかりと認識するとともに、子どもの声を尊重する意識を持った関わりができています。受け止めてくれているとの想いを持つことで、子どもの意見表明、参加・参画への意識が高まっている。
- ・ 施設・事業等で子どもに関わる大人の子どもの意見・権利への意識醸成が進むことにより、さらに保護者や地域の大人への子どもの意見を受け止める風土が広がっている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支え手の確保・育成
- ・ 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成

6 子どもが育つ環境整備

(1) 地域の子育て力の向上

① 現状と課題

- ・ 核家族化により、子育て家庭には地域での身近な支えが必要とされている一方、地域のつながりの希薄化や、子ども・子育てに対する周囲の理解不足などから、孤立し課題を抱え込む家庭があります。
- ・ ひろばなど地域の子育て支援の場において、支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。一方、子どもや子育て家庭のために力を発揮したいと考える人が活動のきっかけをつかめなかったり、活動を継続して行うためのノウハウや人材の確保が十分でないため、活動の継続が困難となる団体があります。
- ・ 子ども・子育てに対するニーズの多様化もあり、多彩な子育て活動団体が存在していますが、個々の活動での対応には限界があり、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。

② 目標

- ・ 子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運が増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識が醸成されている。
- ・ 多くの人の子育てに関わることができる場や機会を充実することで、地域全体で子どもの育ちや子育て家庭を見守り支える環境が整っている。
- ・ 地域の子ども・子育て支援活動がより活性化し、子どもや子育て家庭が地域の資源を有効に活用して地域で安心して過ごせている。
- ・ 地域の中で子育ての支援を受けていた子育て家庭・保護者が次の世代の支援者として地域で活動している。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域人材の確保
- ・ 子育て活動の支援とネットワーク形成の支援、地域資源の開発
- ・ 共助の取組みの推進、地域で子ども・子育てを支える取組みの強化

(2) 社会環境の整備

① 現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭が安心して気軽に外出するためには、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路整備などとともに、授乳スペースなどの設備の充実と周知も求められています。
- ・ 子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ 妊娠から出産、子育てにかかる経済的負担への不安から、子どもを育てたいと考えながらもためらう方もいるなど、子育てを後押しする環境が十分ではありません
- ・ 子どもが、文化・芸術や読書を身近に親しむ機会が必要とされています。
- ・ 子どもの体力は、体力水準の高かった昭和 60 年と比較して低い水準にあり、特にスポーツをする子どもとしない子どもの体力の差が大きく、二極化が進んでいます。

② 目標

- ・ バリアフリー整備や授乳スペースの充実など、ユニバーサルデザインの視点に基づき、妊産婦から子育て家庭まで安心して出かけられる環境が整備されている。
- ・ 子どもの安全・安心が確保されている。
- ・ 子どもを生み育てたい希望を後押しする環境が整備されている。
- ・ 子どもが、文化・芸術や読書に親しむ機会が充実している。
- ・ 幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会が充実し、子どもがスポーツに親しんでいる。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子育てしやすいまちづくり
- ・ 子どもの安全・安心
- ・ 子どもを生み育てやすい環境の整備
- ・ 文化・芸術・スポーツや読書に親しむ環境づくり

(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成

① 現状と課題

- ・ 世田谷区では、子ども条例を制定し、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現に向けて、区民とともに取り組んでいます。しかしながら、子どもが本来持っている権利について、子どもや大人に十分に理解されていないこともあり、子どもの権利を知り、権利を守る意識の醸成に向けた取り組みが課題となっています。
- ・ 子ども・子育てに関わる事業は、保護者やサービス提供者など大人のニーズ・考えにより構築され、評価されがちです。子どもと関わる大人が、子どもの立場で子どもの権利を理解して接することが重要です。
- ・ いじめや虐待が重大化することを防ぐために、気軽に相談できる窓口の周知や関係機関同士の連携の強化が必要です。

② 目標

- ・ 子どもも大人も子どもの権利を知り、子どもの権利を守る規範意識が醸成されている。
- ・ 大人も子どもの権利を理解し、子どもの視点に立った事業や施策の構築・評価が行われている。
- ・ 子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと）が広く認知され、子どもや保護者が気軽に利用できる場となっている。
- ・ 子どもの権利の侵害があった時には、子どもの人権擁護機関が関係機関と協力・協働し、その救済に向けて取り組んでいる。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の強化
- ・ 子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期事業計画を策定することが定められています。

世田谷区では、平成30年9月にニーズ調査を実施し、調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定します。

1 圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

圏域は、第1期の事業計画と同様、下記のとおり設定しています。

	年齢	保育の必要性※	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
			保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園
子ども・子育て支援事業					

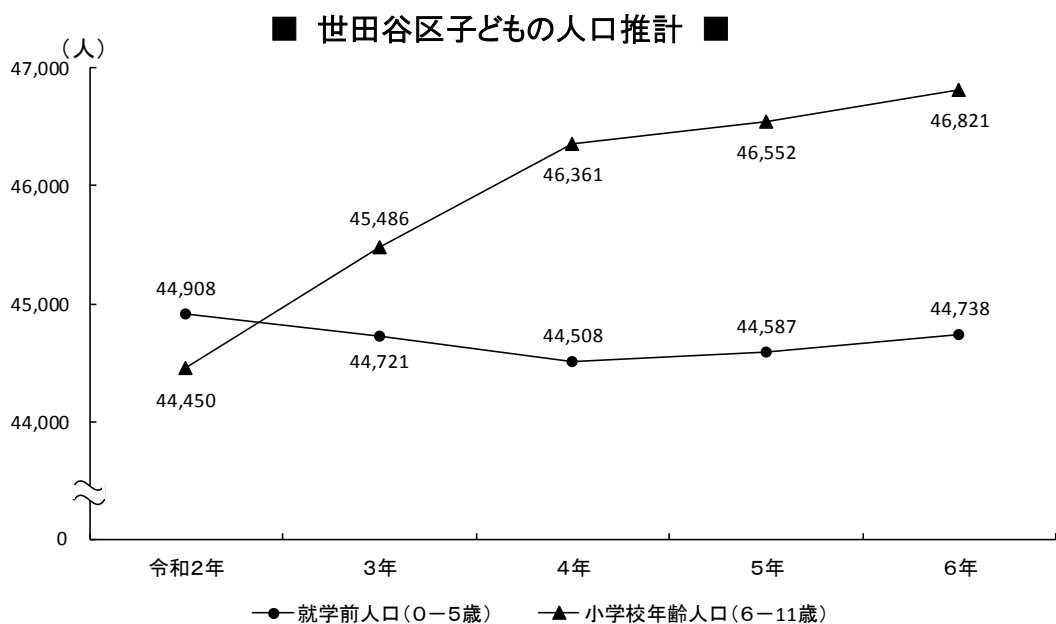
※ 世田谷区では月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性があると認定しています。

2 推計人口

教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が実施した人口推計を使用しており以下の表の通りです。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	7,455	7,466	7,525	7,580	7,646
1 歳	7,552	7,517	7,522	7,592	7,661
2 歳	7,485	7,434	7,392	7,404	7,481
3 歳	7,418	7,455	7,396	7,354	7,368
4 歳	7,518	7,322	7,350	7,303	7,272
5 歳	7,480	7,527	7,323	7,354	7,310
0-2 歳	22,492	22,417	22,439	22,576	22,788
3-5 歳	22,416	22,304	22,069	22,011	21,950
6 歳	7,503	7,617	7,672	7,457	7,478
7 歳	7,356	7,626	7,751	7,801	7,572
8 歳	7,445	7,502	7,788	7,904	7,938
9 歳	7,645	7,544	7,612	7,894	8,004
10 歳	7,326	7,743	7,651	7,713	7,992
11 歳	7,175	7,454	7,887	7,783	7,837
6-11 歳	44,450	45,486	46,361	46,552	46,821

(人)



「世田谷区将来人口推計」(平成 29 年／世田谷区)より作成

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

需要量見込みは、法定計画として国の手引きに準拠し、ニーズ調査に基づき算出しており、「現在は利用していないが、必要となったら利用したい」といった潜在需要を含んでいます。原則として、ニーズ調査から算出する利用意向率（対象者のうち、当該事業を利用したいと考えている人の割合）に各年度の推計人口を乗じて算出しています。

確保の内容は、年度末（または翌年度 4 月 1 日時点）までに、どのくらいの数（定員や施設数等）を確保するかという、年度ごとの目標となる数値で、計画期間である令和 2 年度から 6 年度の各年度について記載しています。そのうえで、教育・保育事業については、平成 30 年度の欄には平成 31 年 4 月 1 日時点の実績を、令和元年度の欄には令和 2 年 4 月 1 日時点の実績見込みを記載しています。また、子ども・子育て支援事業については、原則として平成 30 年度の欄には平成 30 年度末の実績を、令和元年度の欄には令和元年度末の実績見込みを記載しています。

（1）教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

幼稚園等で確保することとなる 1 号認定及び 2 号認定の幼児期の学校教育の希望が強い方についての需要量見込みは 3 歳から 5 歳人口の微減によりやや減少し、令和 6 年度で 10,845 人となっています。確保の内容は令和元年度の区内園の定員（実績見込み）である 11,926 人に、区内に住居のある方で区外の施設を利用する方、区外に住居のある方で区内の施設を利用している方の数を加減した 12,582 人を維持することとしています。保育の必要性のある家庭で幼稚園等を希望する家庭が増えていることから、幼稚園の預かり保育の充実を進めます。

保育所等の需要量見込みについては、ニーズ調査結果のほか、在籍児童数や非内定児童数等の実態を勘案して算出しています。また、2 号認定については、地域・年齢ごとの進級率等を勘案して需要量見込みを算出したところ、幼稚園等の需要量見込みとの合計が推計人口を越えたため、推計人口以内となるように算出しています。

確保の内容については、3 号認定について需要量見込みを満たす確保を図るとともに、2 号認定については、現時点で、幼稚園等で実施する預かり保育の需要を全て満たすことができる定員枠が確保できていないなか、3 歳時点で保育待機児童とならないような保育の受け皿を確保する必要があることから、上記進級率等を勘案して算出した定員まで確保することとします。なお、本事業計画より確保の内容については、国の子育て安心プランの考え方へ統一しています。実施時期については、変化の激しい保育需要に柔軟に対応するための保育基盤を構築し、保育待機児童が解消されている状態を継続していくため、令和 4 年度までの 3 ヶ年で重点的に保育定員の確保を進めます。

教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

		平成30年度(実績)					令和元年度(見込)				
		1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
			幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外		
①需要量見込み		11,917	596	9,443	3,260	7,133	12,200	610	9,669	3,286	7,206
確保 の 内容	②特定教育・保育施設		1,721	10,102	1,395	5,843		1,781	10,793	1,526	6,257
	③新制度に移行しない幼稚園		10,165					10,165			
	④区外利用－区内利用		1,212					1,212			
	⑤地域型保育事業所			10	79	228			10	99	299
	⑥認可外保育施設			338	393	1,272			338	413	1,312
	⑦確保総計		13,098	10,450	1,867	7,343		13,158	11,141	2,038	7,868
	⑧前年度からの拡大量							60	691	171	525

	後期計画の算出方法による 令和元年度(見込)※					令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外		
①						8,129	2,946	11,341	2,165	8,611	8,089	2,931	11,284	2,215	8,567
②		1,781	10,320	1,468	5,913		1,781	10,743	1,573	6,225		1,781	11,172	1,678	6,525
③		10,165					10,165					10,165			
④		636					636					636			
⑤			11	96	284			11	96	284			11	96	284
⑥			399	508	1,567			399	508	1,567			399	508	1,567
⑦		12,582	10,730	2,072	7,764		12,582	11,153	2,177	8,076		12,582	11,582	2,282	8,376
⑧							0	423	105	312		0	429	105	300

	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外		
①	8,004	2,901	11,164	2,271	8,552	7,982	2,894	11,135	2,326	8,606	7,960	2,885	11,105	2,381	8,700
②		1,781	11,502	1,792	6,873		1,781	11,550	1,804	6,903		1,781	11,598	1,816	6,933
③		10,165					10,165					10,165			
④		636					636					636			
⑤			11	96	284			11	96	284			11	96	284
⑥			399	508	1,567			399	508	1,567			399	508	1,567
⑦		12,582	11,912	2,396	8,724		12,582	11,960	2,408	8,754		12,582	12,008	2,420	8,784
⑧		0	330	114	348		0	48	12	30		0	48	12	30

※ 保育事業の確保内容については、国の子育て安心プランの考え方へ統一する。（下線部分が変更点）

②特定教育・保育施設：保育所（区立・私立）認可定員および認定こども園定員（定員の弾力化枠を除く）

⑤地域型保育事業所：地域型保育事業の定員（事業所内保育事業の従業員枠を含む）

⑥認可外保育施設：認証保育所定員、保育室定員、保育ママ定員、定期利用保育枠、企業主導型保育事業定員

また、④区外利用－区内利用の数値を平成30年度実績に変更する。

教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（地域別）

			令和2年度					令和3年度				
			1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外		
全 地 域	需要量見込み		8,129	2,946	11,341	2,165	8,611	8,089	2,931	11,284	2,215	8,567
	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	1,781		10,743	1,573	6,225	1,781		11,172	1,678	6,525
		新制度に移行しない幼稚園	10,165					10,165				
		区外利用－区内利用	636					636				
		地域型保育事業所			11	96	284			11	96	284
		認可外保育施設			399	508	1,567			399	508	1,567
		確保総計	12,582		11,153	2,177	8,076	12,582		11,582	2,282	8,376
世 田 谷 地 域	需要量見込み		1,921	827	3,231	696	2,488	1,904	819	3,213	719	2,478
	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設			2,808	464	1,707			2,970	494	1,776
		地域型保育事業所			3	39	133			3	39	133
		認可外保育施設			117	181	526			117	181	526
		確保総計			2,928	684	2,366			3,090	714	2,435
	需要量見込み		991	357	1,792	339	1,353	998	359	1,812	354	1,370
北 沢 地 域	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設			1,538	236	918			1,805	296	1,095
		地域型保育事業所			3	5	14			3	5	14
		認可外保育施設			43	76	254			43	76	254
		確保総計			1,584	317	1,186			1,851	377	1,363
	需要量見込み		2,264	822	2,836	520	2,133	2,320	842	2,799	522	2,101
玉 川 地 域	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設			2,688	358	1,470			2,688	358	1,470
		地域型保育事業所			2	15	37			2	15	37
		認可外保育施設			126	134	418			126	134	418
		確保総計			2,816	507	1,925			2,816	507	1,925
	需要量見込み		1,933	590	2,080	326	1,558	1,893	577	2,049	325	1,533
砧 地 域	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設			2,213	295	1,185			2,213	301	1,212
		地域型保育事業所			2	17	45			2	17	45
		認可外保育施設			71	64	191			71	64	191
		確保総計			2,286	376	1,421			2,286	382	1,448
	需要量見込み		1,020	350	1,402	284	1,079	974	334	1,411	295	1,085
烏 山 地 域	確 保 の 内 容	特定教育・保育施設			1,496	220	945			1,496	229	972
		地域型保育事業所			1	20	55			1	20	55
		認可外保育施設			42	53	178			42	53	178
		確保総計			1,539	293	1,178			1,539	302	1,205
	需要量見込み		1,020	350	1,402	284	1,079	974	334	1,411	295	1,085

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	2号認定		3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外		
8,004	2,901	11,164	2,271	8,552	7,982	2,894	11,135	2,326	8,606	7,960	2,885	11,105	2,381	8,700
1,781		11,502	1,792	6,873	1,781		11,550	1,804	6,903	1,781		11,598	1,816	6,933
10,165					10,165					10,165				
636					636					636				
		11	96	284			11	96	284			11	96	284
		399	508	1,567			399	508	1,567			399	508	1,567
12,582		11,912	2,396	8,724	12,582		11,960	2,408	8,754	12,582		12,008	2,420	8,784
1,887	811	3,179	747	2,479	1,891	813	3,190	775	2,517	1,898	815	3,221	805	2,578
		3,168	539	1,893			3,216	551	1,923			3,216	551	1,923
		3	39	133			3	39	133			3	39	133
		117	181	526			117	181	526			117	181	526
		3,288	759	2,552			3,336	771	2,582			3,336	771	2,582
1,011	364	1,827	369	1,392	1,025	369	1,854	385	1,426	1,046	376	1,882	399	1,467
		1,913	323	1,182			1,913	323	1,182			1,937	329	1,197
		3	5	14			3	5	14			3	5	14
		43	76	254			43	76	254			43	76	254
		1,959	404	1,450			1,959	404	1,450			1,983	410	1,465
2,327	843	2,746	521	2,072	2,298	833	2,689	518	2,039	2,264	820	2,612	516	2,003
		2,688	379	1,548			2,688	379	1,548			2,688	379	1,548
		2	15	37			2	15	37			2	15	37
		126	134	418			126	134	418			126	134	418
		2,816	528	2,003			2,816	528	2,003			2,816	528	2,003
1,844	562	2,009	324	1,515	1,827	556	1,979	324	1,498	1,800	548	1,929	324	1,482
		2,213	307	1,236			2,213	307	1,236			2,213	307	1,236
		2	17	45			2	17	45			2	17	45
		71	64	191			71	64	191			71	64	191
		2,286	388	1,472			2,286	388	1,472			2,286	388	1,472
935	321	1,403	310	1,094	941	323	1,423	324	1,126	952	326	1,461	337	1,170
		1,520	244	1,014			1,520	244	1,014			1,544	250	1,029
		1	20	55			1	20	55			1	20	55
		42	53	178			42	53	178			42	53	178
		1,563	317	1,247			1,563	317	1,247			1,587	323	1,262

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

① 利用者支援に関する事業

1) 事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

2) 確保の内容

基本型については、身近な集いの場であるおでかけひろばのうち、各地域1ヶ所(5ヶ所)に地域子育て支援コーディネーターを配置し、センター機能を担う1ヶ所を加えた計6ヶ所で実施しています。

特定型については、各総合支所子ども家庭支援課(5ヶ所)に子育て応援相談員を配置して実施しています。

母子保健型については、平成28年7月から各総合支所健康づくり課(5ヶ所)に母子保健コーディネーターを配置して実施しています。

当面の間は、現行の体制で利用者支援事業を実施していくこととします。

		H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
基本型 ・特定型	需要量見込み(ヶ所)	11	11	11	11	11	11	11
	確保の内容(ヶ所)	11	11	11	11	11	11	11
	前年度比		0	0	0	0	0	0
母子 保健型	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5	5	5	5
	確保の内容(ヶ所)	5	5	5	5	5	5	5
	前年度比		0	0	0	0	0	0

基本型 …主にひろば等で情報提供、助言・相談等に加え、地域連携もあわせて行う事業類型。

特定型 …主に市区町村の窓口等で保育等に関する情報提供及び相談・助言を行う事業類型。

母子保健型…保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、継続的な支援を行う事業類型。

② 延長保育（時間外保育事業）

1) 事業概要

保育所等において、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

2) 確保の内容

需要量見込みを上回る確保の内容を設定することで、希望する保護者が延長保育を利用できるようにしています。保育所等の新規整備に伴って延長保育の定員を設定することにより、定員を拡充していきます。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人)	3,906	3,969	4,788	4,768	4,745	4,754	4,770
確保の内容(人)	4,604	4,926	5,196	5,466	5,736	5,776	5,816
前年度比		322	270	270	270	40	40

③ 一時預かり事業

1) 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かるほっとステイや、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

一時預かり事業については、幼稚園等に通園する児童を対象とした「幼稚園による一時預かり」と「その他の一時預かり」に分けて需要量見込み及び確保の内容を記載することとなっています。

2) 確保の内容

i 幼稚園による一時預かり ※暫定

幼稚園による一時預かりについては、令和6年度の年間延べ542,568人という需要量見込みに対し、令和元年度の実績見込みとの差を5年間で解消します。私立幼稚園独自の預かり保育事業や一時預かり事業（幼稚園型）、区独自の預かり事業等の拡充により確保します。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)	376,415	385,425	554,088	551,319	545,510	544,077	542,568
確保の内容(人日)※	385,895	412,007	438,119	464,231	490,343	516,455	542,568
前年度比		26,112	26,112	26,112	26,112	26,112	26,113

※令和元年度の実績見込みは精査中のため、令和2年度から令和5年度の確保の内容は暫定。

ii) その他の一時預かり

その他の一時預かりについては、ほっとステイや保育所等の一時保育とファミリー・サポート・センター事業をあわせて確保することとしています。

需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充とファミリー・サポート・センター事業の充実を中心に、令和6年度までに確保します。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)	208,325	210,515	265,169	264,012	263,458	264,736	266,810
確保の内容(人日) 一時預かり…①	157,440	171,800	182,960	195,020	206,780	218,840	231,800
前年度比		14,360	11,160	12,060	11,760	12,060	12,960
確保の内容(人日) ファミサポ…②	30,006	32,366	34,726	37,086	39,446	41,806	44,166
前年度比		2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360
確保総計(①+②)	187,446	204,166	217,686	232,106	246,226	260,646	275,966

④ ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕(子育て援助活動支援事業)

1) 事業概要

子育てのサポートを受けたい方(利用会員)と援助協力が可能な方(援助会員)の、相互援助を行う仕組みに関する連絡・調整を実施する事業です。

2) 確保の内容

援助会員の実活動者数の伸びや、援助会員一人あたりの年間実績等を勘案し、確保の内容を算出しています。

なお、ニーズ調査に基づき算出した需要量見込みについては、潜在ニーズが過大に現れていると考えられ、この間の利用申込みの状況とは大きく乖離しています。利用実態を踏まえると、令和6年度の確保の内容延べ 16,442 人をもって、実際のニーズにえられる内容と捉えています。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)	45,297	46,031	43,735	44,708	45,585	45,687	45,769
確保の内容(人日)	11,720	12,507	13,294	14,081	14,868	15,655	16,442
前年度比		787	787	787	787	787	787

⑤ 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

1) 事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。区では、小学校内での放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に運営を行っています。

2) 確保の内容

低学年（1～3 年生）については、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っており、今後も各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年（4 年生以上）については、BOP、児童館で、児童の成長に合わせ継続してゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入った見守りを展開することを通じて対応をしています。また、配慮が必要な児童に対しては、学童クラブ事業を6 年生まで実施します。

		H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量 見込み (人)	1 年生			2,742	2,784	2,804	2,725	2,733
	2 年生			2,569	2,663	2,706	2,724	2,644
	3 年生			1,786	1,799	1,868	1,896	1,904
	低学年	5,991	6,065	7,097	7,246	7,378	7,345	7,281
	4 年生			702	692	699	724	735
	5 年生			467	493	487	491	509
	6 年生			417	433	458	452	455
	高学年	2,331	2,411	1,586	1,618	1,644	1,667	1,699
確保の内容(人) 低学年		7,133	7,204	7,097	7,246	7,378	7,345	7,281
前年度比			71	-107	149	132	-33	-64

⑥ ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

1) 事業概要

保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間保護する事業です。現在、1歳から12歳の子どもを対象とした「子どものショートステイ」を1か所で、0歳児を対象とした「赤ちゃんショートステイ」を1か所で実施しています。

2) 確保の内容

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、需要量見込みを上回る確保の内容を設定します。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)	870	885	1,421	1,592	1,782	1,996	2,236
確保の内容(人日)	2,555	2,920	3,842	4,303	4,399	4,495	4,495
前年度比		365	922	461	96	96	0

⑦ 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業（養育支援訪問事業）

1) 事業概要

子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防及び当該世帯の自立を支援する事業です。

2) 確保の内容

需要量見込みを満たす確保を図るため、委託事業者数を増やしていく確保の内容としています。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(件)	151	154	141	148	156	163	172
確保の内容(件)	128	134	141	148	156	164	172
前年度比		6	7	7	8	8	8
確保の内容※ 委託事業者数	14	14	15	15	16	16	16
前年度比		0	1	0	1	0	0

※ 需要量見込みに対応できる委託事業者等の体制を記載することとされています。

⑧ ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

1) 事業概要

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場で、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。区では、児童館や子育てステーション、おでかけひろばなどで事業を実施しています。

2) 確保の内容

平成30年度の58ヶ所の年間延べ利用実績や今後整備することとなるおでかけひろば1ヶ所あたりの規模を勘案し、令和6年度の需要量見込み延べ456,509人を満たすためには、令和元年度の実績見込み数からあと15施設が必要であることから、令和6年度までに80ヶ所を確保します。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)※1	365,846	369,017	450,580	449,077	449,518	452,262	456,509
需要量見込み(ヶ所)	60	61	78	78	78	79	80
確保の内容(人日)	320,434	383,210	398,210	413,210	428,210	443,210	458,210
前年度比		35,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
確保の内容(ヶ所)※2	58	65	68	71	74	77	80
前年度比		7	3	3	3	3	3

※1 ニーズ調査(利用意向調査)に基づき、必要とされる年間延べ利用人数を記載することとされています。

※2 需要量見込みを満たす箇所数を記載することとされています。

⑨ 病児・病後児保育事業

1) 事業概要

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

2) 確保の内容

需要量見込みの伸びを勘案し、実施施設や定員の拡充により確保します。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人日)	26,729	27,167	20,128	22,360	24,800	26,390	28,022
確保の内容(人日)	23,700	23,700	24,000	26,100	26,100	26,400	28,500
前年度比		0	300	2,100	0	300	2,100

⑩ 乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

1) 事業概要

生後 4 か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

2) 確保の内容

訪問率 100%を目指し、令和元年度の実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員合わせて 46 人の体制を維持する確保の内容とします。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人)	7,371	7,342	7,317	7,328	7,386	7,440	7,505
確保の内容(人)	7,371	7,342	7,317	7,328	7,386	7,440	7,505
前年度比		-29	-25	11	58	54	65
確保の内容 委託訪問指導員	40	41	41	41	41	41	41
前年度比		1	0	0	0	0	0
確保の内容 嘱託訪問員	5	5	5	5	5	5	5
前年度比		0	0	0	0	0	0

⑪ 妊婦健診事業

1) 事業概要

妊婦に対して実施する妊婦健康診査の 14 回分の費用の一部を負担する事業です。

2) 確保の内容

確保の内容については、需要量見込みに対応できる実施医療機関を記載することとなっており、これまでの都内契約医療機関で実施する体制を維持することで対応を図ります。

	H30 (実績)	R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	R6
需要量見込み(人)	7,824	7,793	7,767	7,778	7,839	7,896	7,965
確保の内容	実施場所: 都内契約医療機関						→

第6章 若者計画

1 若者計画の策定にあたって

(1) 若者を取り巻く状況

多くの若者は、家庭や学校・会社以外で地域や社会において多世代とつながる機会を持てておらず、平成30年度に区が実施した調査からも、家や学校・会社以外で安心して過ごせる場を持っている若者は半数以下ということが分かっています。また、多くの若者が地域や社会への参加意欲を示しているが、日常が多忙であることなどから現実には参加できていないという実情があります。

この5年間で、就職氷河期世代が40代以上にシフトしてきていることや、高齢の親の元で家族以外と交流することなくひきこもっている中高年の問題が、痛ましい事件を通して明らかになるなど、若者世代のうちに適切な支援とつながることができないまま40代以上になった長期ひきこもりの方やその家族への支援が社会的課題となっています。

平成30年度、内閣府は、これまで39歳までを対象としていたひきこもり調査を、40歳から59歳までを対象として実施し、この世代の率にして1.45%、全国で61.3万人との推計を出しました。東京都では、これらの課題に対応するため、概ね34歳までを対象としていたひきこもり訪問相談事業について、令和元年6月より年齢制限の上限を撤廃したところです。

一方、メルクマールセタがやの5年間の支援実績からは、ひきこもり期間が長期化するほど、自立に受けた動き出しまでの時間が必要であることが裏付けられたことから、若者施策としては、なるべく早期に当事者や家族とつながり、関係機関と連携しながら適切な支援を行うことが重要となります。早期に支援につながるためには、支援機関や支援内容が広く認知されている必要がありますが、区が実施した調査では、メルクマールセタがやをはじめとする支援機関の認知度の低さが浮き彫りとなりました。認知度の向上や支援につながりやすい仕組みづくりが求められています。

(2) 若者計画策定の趣旨

1) 策定の趣旨

世田谷区では、平成 25 年度より専管組織を立ち上げ若者施策に取り組んでいます。

若者施策は子ども期で展開する施策と密接に関わっていることから、子ども計画（第 2 期）では、若者期を見据えた子育て支援を検討の視点に掲げて策定するとともに、今後の若者施策について 1 つの章に掲げ、施策を展開してきました。

就職氷河期という社会経済情勢を背景に社会問題化したニート、ひきこもりの問題への対応を進めてきましたが、現在、問題の長期化から 8050 問題への対応が大きな課題となるなど、若者世代での取り組みや支援の重要性、それらの施策に社会から期待されるものが大きくなるなど、当事者や周囲の意識等も変容しています。

このことから、改めて子ども・若者育成支援推進法に基づく「若者計画」として位置づけ、令和 2 年から令和 6 年を計画期間とし現在の状況に対応した計画を策定することとします。

2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」のうち、若者の育成支援に関わる計画として位置づける。なお子どもに関わる計画は、「子ども計画（第 2 期）後期計画」に内包されている。

3) 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から令和 6 年度を計画期間として策定した「子ども計画（第 2 期）」の第 6 章について、計画策定後の若者を取り巻く社会情勢の変化や、国・都の動向を勘案し、必要な調整を図り、新たに令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とした「若者計画」として策定します。

(3) 若者施策の取組みの中間評価

1) 子ども計画（第 2 期）第 6 章に基づく主な成果

子ども計画（第 2 期）第 6 章に基づき進めてきた主な取組みは、以下のとおりです

◆若者の交流と活動の推進

平成 31 年 2 月、希望丘中学校の跡地を活用した複合施設内に、希望丘青少年交流センター（愛称アップス）を開設。開設にあたっては、当事者である若者や地域から意見を聞く機会を定期的に設け、施設整備や運営ルール等に反映しました。

青少年交流センターと児童館では、若者の主体的な参加・参画を促す取組みとともに、地域での多世代交流の機会と活動の場を拡げる取組みを進めました。

◆生きづらさを抱えた若者の支援

メルクマールせたがやと若者サポートステーションが連携し、生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援を行いました。また、子ども・若者支援協議会により、複合的課題をもつ方を重層的に支えるネットワークの構築を進めました。

相談を経ることなく利用できる居場所の定期的な運営や、訪問による相談、希望丘青少年交流センターでの出張相談など、生きづらさを抱えた若者やその家族が相談につながりやすい仕組みを充実しました。また、早期に支援につながるよう、平成28年度よりティーンズサポート事業を開始しました。

◆若者の社会に向けた文化・情報の発信

若者がSNSによって、まちの魅力を発信するメディア「情熱せたがや、始めました。」を平成29年度から開始しました。若者の言葉による地域情報の発信が、若者の地域活動への参加を促しています。

◆子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携

就労、福祉、保健、医療、教育等の各分野が関わる「子ども・若者協議会」により、若者支援に取り組む各機関等との連携や、区の若者支援施策に関する取組みの情報や課題共有の場を行っています。

2) 子ども・青少年協議会による評価・検証及び提言

◆若者の交流と活動の推進

【評価・検証】

- ・児童館、青少年交流センター、プレーパークなどが、家でも学校でも職場でもない「第三の居場所」となっており、またそれらの場は、若者の意見を吸い上げる仕組みづくりをスタッフが行うなど、若者が主体的な活動にシフトしていく役割を果たしている。
- ・居場所での交流や主体的な活動により、自己肯定感や自己有用感が育まれていることが調査からも確認できた。
- ・これらの居場所を、子ども期から利用することにより構築された信頼関係が、思春期の若者のサポートに繋がっている一方、居場所の存在を知らず、利用していない若者も多い。気軽に利用してもらえるよう、早期からのアプローチや居場所に対する理解の促進が求められる。
- ・地域での世代を超えた出会いや繋がりから、若者が主体的に地域の活動に参画できるようにするためには、地域の大人の知恵を借りることも有効である。

【提言】

- ①世田谷区の若者にはみな「第三の居場所」がある
- ②地域に「大人・若者のたまり場（情報や活動、交流の拠点）」（＝地域コンソーシアム）がある。
- ③リアルもネットも若者がつながる場に

◆生きづらさを抱えた若者の支援

【評価・検証】

- ・生きづらさを抱えた若者の相談・支援機関「メルクマールせたがや」は、事業開始から5年が経過し、関係機関から紹介を受け相談に繋がるケースや、他機関と連携し伴走しながら支援を行っているケースが増えており、子ども・若者支援協議会をはじめとする関係機関の連携、支援の重層化の進展がみられる。
- ・一方で、区内で4400人いると推計される15歳から39歳までのひきこもりのうち、これまでにメルクマールにつながったのは約1割に留まるなど、支援機関の利用率や認知度が低いことから、認知度の向上について、手法の検討含め更なる取組みが必要である。

【提言】

- ①生きづらさを抱えた若者が、「居場所」を中核とした専門機関と地域との連携により総合的に支えられている。
- ②教育機関との連携により、生きづらさを抱えた若者が早急につながり切れ目がなく支えられている。

◆若者の社会に向けた文化・情報の発信

【評価・検証】

- ・大学生を中心とした若者による情報発信の取り組み「情熱せたがや、はじめました。」の活動は、若者目線のメディアとしての役割だけでなく、参加している若者にとっての居場所にもなっている。一方、区が取り組んでいる若者施策は、全体を通して認知度が低いという実態が見えた。

【提言】

- ①地域の大人、行政職員が若者施策の情報を共有しながら若者の文化・情報発信を支えている。
- ②若者と地域の大人、行政職員が協働しながら若者の文化・情報発信を支えている。

2 若者計画の内容

(1) 若者の交流と活動の推進

① 現状と課題

- ・ 若者の活発な地域参加と社会の担い手への成長には、若者の主体的な活動を通して自立と成長を促し、世代を超えた交流の機会を創出し、社会への参加・参画意識を高める場の充実が不可欠です。
- ・ 平成31年2月に希望丘青少年交流センターが開設し、区内に青少年交流センターが3ヶ所となりましたが、子ども・中高生世代の利用に比べて、大学生世代以上の若者の利用が少ない状況にあります。大学生世代以上の地域・社会への参加・参画意識を高めるには、子ども・中高生世代が利用する児童館と連携し、児童館から青少年交流センターへとスムーズに利用を移行できる仕組みづくりが必要です。
- ・ 3ヶ所の青少年交流センターが各々の特色を活かしつつ、交流センター同士が交流を深め、課題解決、情報共有を図り、連携を強化することにより、交流センターの質の向上を図り、若者の交流と活動を広げる機会を充実することが求められます。
- ・ 大学と連携した居場所事業は、あいりす・たからばこの2ヶ所で運営していますが、利用者にとっての居場所、学生スタッフにとっての自立と成長の場として貴重な場であり、さらなる拡充が求められます。

② 目標

- ・ 若者が地域や社会とつながることができる場や機会が充実している。
- ・ 中高生世代のみならず、大学生世代以上の若者が地域・社会への参加・参画意識を高めることができる場や機会が充実している。
- ・ 若者が地域とつながり、同世代や異なる世代の人々と関わることにより次代の担い手づくりが推進されている。
- ・ 若者支援事業全般で連携することにより、すべての若者が地域や社会とつながり、成長と自立を促すことができる。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 若者の交流と活動の場の充実
- ・ 青少年交流センターと児童館の連携

(2) 生きづらさを抱えた若者の支援

① 現状と課題

- ・ 生きづらさを抱えた若者の相談・支援機関「メルクマールせたがや」は、事業開始から5年が経過し、関係機関から紹介を受け相談に繋がるケースや、他機関と連携し伴走しながら支援を行っているケースが増えており、子ども・若者支援協議会をはじめとする関係機関の連携、支援の重層化の進展がみられます。
- ・ 一方で、区内で4,400人いると推計される15歳から39歳までのひきこもりのうち、これまでにメルクマールにつながったのは約1割に留まるなど、支援機関の利用率や認知度が低いことから、認知度の向上について、手法の検討含め更なる取組みが必要です。

② 目標

- ・ 若者がみな、生きづらさを抱えた時に相談できる人や機関を知っている。
- ・ 不安を感じた際に、ためらうことなく、身近で気軽に相談ができる場がある。
- ・ 安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自身を取り戻せるような「居場所」がある。
- ・ 自らに合った進路の選択ができるよう、多様な体験の機会が用意されている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 支援につながりやすい仕組みづくり
- ・ 他機関と連携した支援

(3) 若者が地域で力を発揮できる環境づくり

① 現状と課題

- ・ 社会参加への意欲はあっても、実際の参加につなげていない若者が多い状況です。
- ・ 若者集団による活動が継続していくためには、世代交代やファシリテート役（リーダー）の育成、モチベーションの維持などの課題があります。
- ・ 若者がやりたいことを実現していく過程で、若者だけで解決することが困難な課題にあたることもあり、地域の中で十分に力を発揮できない状況があります。

② 目標

- ・ 若者のニーズや声を受け止め、実現に向けサポートする仕組みがある。
- ・ 若者が社会の一員として様々な世代とともに、地域の中で力を発揮している。
- ・ 若者支援に関わる区民、地域活動団体のネットワークが公的ネットワークと連携し、若者の活動を支えている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 地域での若者の参加・参画の推進
- ・ 若者の活動を支えるネットワークの強化

(4) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

① 現状と課題

- ・ 若者によるSNSを活用した情報発信「情熱せたがや、始めました。」を通して、若者の視点で若者世代に世田谷の文化・情報や魅力を発信していますが、活動メンバーが卒業し世代交代するなかで、今まで培ってきたノウハウや課題の引継ぎを円滑に行える組織体制づくりが必要です。
- ・ 地域活動団体との取材等を通じた連携や情報発信による若者の参加・参画の機会を広げる取組みを進めていますが、メンバーが活動しやすい環境を整え、情報発信数や地域との協働による参加・参画の機会を広げることにより認知度をあげる取組みが必要です。

② 目標

- ・ メンバーの世代交代を経てなお活動継続できる組織が構築されており、参加・参画の循環が行われ、引き続き世田谷区の文化・情報や魅力が発信できている。
- ・ 若者（メンバー）に伴走する大人（委託事業者）によるサポートがしっかりとされていることにより、若者が主体的な活動、参加・参画できる環境が整っている。

③ 施策展開の柱立て

- ・ 安定・継続した情報発信の仕組みづくり
- ・ 若者の主体的な活動、参加・参画の機会を広げるための支援

第7章 計画の推進

1 推進にあたって

子ども計画（第2期）に基づき、平成27年度からの4年間で、保育総定員の約5,000人の拡充、世田谷版ネウボウや利用者支援事業の導入など増大する行政需要に応えるための施策展開を進めてきました。本計画期間においても、児童相談所の開設やこれを契機とした地域・地区における相談支援体制の構築、子どもの貧困対策など今後も新たな施策・事業に取り組んでいく必要があります。

子ども・子育て家庭への支援については、児童虐待予防の取組み等、効率性で効果を測ることが適さない取組みが多いことも事実ですが、増大する行政需要に的確に对应していくためには、既存の施策・事業について適切に評価を行い、限られた財源や人員の中でより効果的な施策展開に努める必要があります。

計画の実現・推進にあたっては、基本コンセプトで掲げる「子ども主体」、そして当事者主体という視点にたって、これまで実施・拡充を進めてきた施策・事業について、事業開始時からのニーズの変化や事業効果の把握に努め、子ども・当事者主体の事業内容となっているか、事業手法や事業量が適切かを検証しながら事業展開・事業構築を図ります。

また、「子ども主体」を実現していく手段として設定した視点にたって、既存の支援、資源、サービス、場、人に適切に「つなぐ」仕組みを構築するとともに、ライフステージや子ども・子育て家庭の状況の変化によって情報・支援が途切れることのないよう関わる部署・機関・団体等が子どもを主体としてつながり、連携・協力し、効果的な支援の実施に努めます。

くわえて、持続可能な子どもと子育てにあたたかい地域社会の形成を目指し、子ども・子育てを地域全体で応援する意識・気運の醸成と「地域の子育て力」の向上に努め、多様な場面において「参加と協働」を推進するとともに、地域資源や民間活力の活用の可能性を含めた検討を行いながら、事業展開・事業構築を図ります。

2 推進体制

本計画の実現にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行うこととします。

子ども・子育て施策の取組みについては、世田谷区子ども・子育て会議で進捗管理や評価・検証を行うこととします。また、若者施策の取組みについては、実施状況等を世田谷区子ども・青少年協議会に報告し、評価・検証を行うこととします。

(1) 世田谷区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、学識経験者、保育・幼児教育・子育て支援事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

(2) 世田谷区子ども・青少年協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、区議会議員、学識経験者、青少年関連事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

3 指標

子ども計画（第2期）策定時に計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、子どもの視点と保護者の視点双方から設定した下記の指標で評価を行います。

(1) 子どもの指標

- ① 自分のことが好きだと思う子どもの割合
- ② 住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合

(2) 保護者の指標

- ① 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合
- ② 子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

また、地域の子育て力の向上を測る視点から下記の指標による評価を追加します。

(3) 地域の指標

- ① 地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合